

インクルーシブ教育システム構築のための
特別支援教育の推進について

平成 27 年 3 月

全国都道府県教育長協議会第 1 部会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
調査結果とその分析・・・・・・・・・・・・・・・・	3
まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
全国都道府県教育長協議会第1部会構成員名簿・・・・・・・・	77

はじめに

障害者の権利に関する条約が、平成18年に国連において採択され、平成20年5月に発効した。我が国は、平成19年に同条約に署名し、関係法令等の整備を進め、平成26年1月に批准した。

教育については、中央教育審議会初等中等教育分科会において、障害のある者と障害のない者が共に学ぶという、同条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた教育制度の在り方等についての検討がなされ、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下「中教審報告」という。）が出された。

平成25年9月には、同報告の提言等を踏まえ、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定された。これにより、教育委員会には、児童生徒の障害の状態等を考慮した総合的な観点から就学先を決定する仕組みや、転学に関する規定の整備、保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大等の実施が求められることとなった。

これらのことを俯瞰すれば、現在、我が国の、障害のある児童生徒とその保護者及び教育委員会等の関係機関等を取り巻く環境は、共生社会の形成に向けた大きな変化の中にあると言える。

そこで、第1部会においては、平成26年度の研究課題を「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について」とし、①教育支援委員会に関する取組について、②個別の教育支援計画、個別の指導計画について、③特別支援学級等への人的配置等に関する取組について、④専門性の向上について、各都道府県の現状や取組を把握し考察することを通して、今後の施策・事業の検討、また、国への要望・提案に資する研究に取り組むこととした。

なお、本研究は、栃木県及び高知県が担当し、各都道府県に対する調査は、平成26年8月に実施した。

【調査内容】 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について」

【調査対象】 47都道府県教育委員会（回収率100%）

【調査期間】 平成26年8月

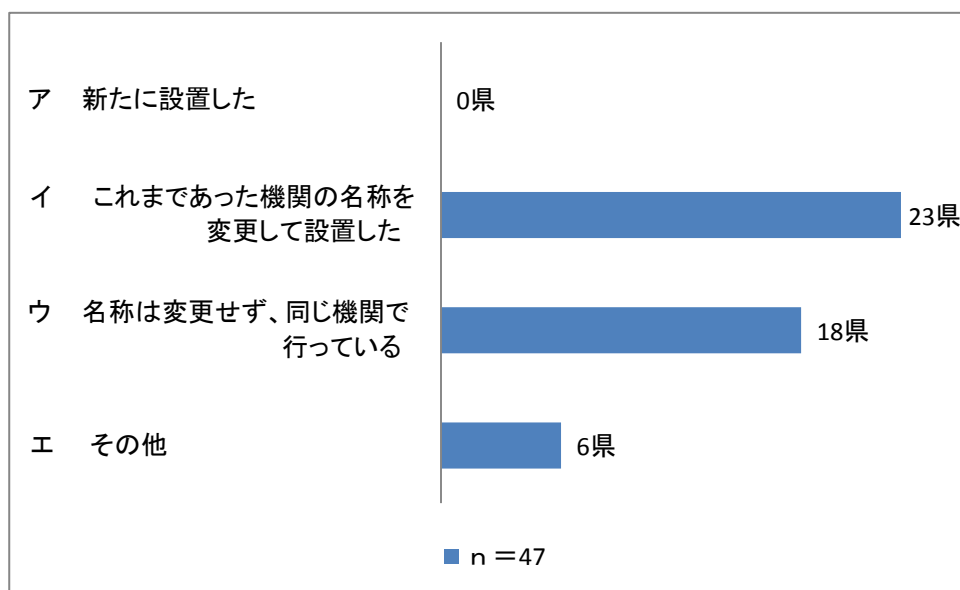
教育支援委員会に関する取組について

中教審報告や改正令を受け、都道府県教育委員会において市区町村教育委員会への就学先の決定に関する助言を目的として設置した、教育支援に関する機関について聞いた。（「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒のニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、またその後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。）

1 貴都道府県では、教育支援に関する機関を設置しましたか。

「ア 新たに設置した」県はなく、「イ これまであった機関の名称を変更して設置した」が23県で最も多く、次が「ウ 名称は変更せず、同じ機関で行っている」の18県であり、「エ その他」は6県となっている。

【教育支援に関する機関の設置状況】



【ウ 名称は変更せず、同じ機関で行っている都道府県】

都道府県	名 称
青森県	青森県就学指導委員会
岩手県	岩手県就学指導委員会
宮城県	障害児就学指導審議会
埼玉県	埼玉県障害児就学支援委員会
東京都	東京都就学支援委員会
神奈川県	神奈川県障害児就学指導委員会
福井県	福井県心身障害児就学指導委員会
三重県	三重県障害児就学指導委員会
滋賀県	滋賀県就学指導委員会
京都府	京都府就学指導委員会
兵庫県	障害児就学指導審議会
和歌山県	和歌山県障害児就学指導協議会
長崎県	長崎県障害児就学指導委員会
熊本県	障害児審査委員会
大分県	大分県障害児適正就学指導委員会
宮崎県	宮崎県就学指導委員会
鹿児島県	県障害児就学指導委員会
沖縄県	沖縄県心身障害児適正就学指導委員会

【エ その他の都道府県】

都道府県	現 状
岐阜県	必要に応じて関係者を招集し、検討
大阪府	教育支援に関するワーキングを適宜開催する
奈良県	「合理的配慮」推進協議会（案）の設置に向けて検討
鳥取県	平成 26 年度中に名称及び所掌事務の変更を行う予定
福岡県	既存の設置機関について、その在り方を検討中
佐賀県	平成 22 年 4 月から休止中（佐賀県就学指導委員会）

2 1で「ア 新たに設置した」または「イ これまであった機関の名称を変更して設置した」を選んだ都道府県に伺います。

(1) 新たに設置した機関、または名称変更をした機関の名称を記入してください。

(2) 名称を変更して設置した年度を記入してください。

「イ これまであった機関の名称を変更して設置した」23県のうち、名称を変更して設置した年度は、平成25年度が4県、平成26年度が19県となっている。

名称については、「〇〇県教育支援委員会」が15県で最も多い。

【平成25年度に名称を変更して設置した都道府県】

都道府県	名 称
北海道	北海道教育支援委員会
福島県	特別支援教育推進会議
長野県	長野県教育支援委員会
愛媛県	愛媛県教育支援委員会

【平成26年度に名称を変更して設置した都道府県】

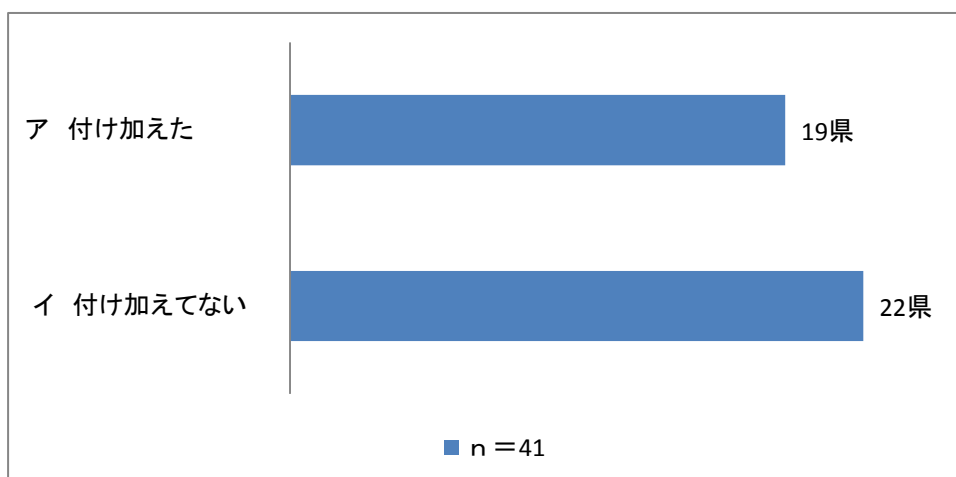
都道府県	名 称
秋田県	秋田県障害児就学審議会
山形県	山形県障がい児教育支援委員会
茨城県	茨城県教育支援委員会
栃木県	栃木県教育支援委員会
群馬県	教育支援委員会
千葉県	千葉県教育支援委員会
新潟県	新潟県教育支援委員会
富山県	富山県教育支援委員会
石川県	石川県教育支援委員会
山梨県	山梨県教育支援委員会
静岡県	就学支援委員会
愛知県	愛知県教育支援委員会
島根県	島根県教育支援委員会
岡山県	岡山県特別支援教育支援委員会
広島県	広島県特別支援教育指導委員会
山口県	山口県教育支援委員会
徳島県	徳島県教育支援委員会
香川県	香川県教育支援委員会
高知県	高知県障害者教育支援委員会

(3) 1の機関において、これまでの機関（就学指導委員会など）

にはない新たな機能を付け加えましたか。

新たな機能を「ア 付け加えた」は19県であり、「イ 付け加えていない」が22県となっている。

【これまでの機関（就学指導委員会など）にはない新たな機能の追加の有無】



（４）（３）で「ア 付け加えた」を選んだ都道府県に伺います。

付け加えた新たな機能を箇条書きで記入してください。

付け加えた新たな機能の内容は次のとおりである。

「市町村教育委員会への指導・助言」「一貫した支援の仕組み」

「早期からの教育相談・支援」に係る内容が多い。

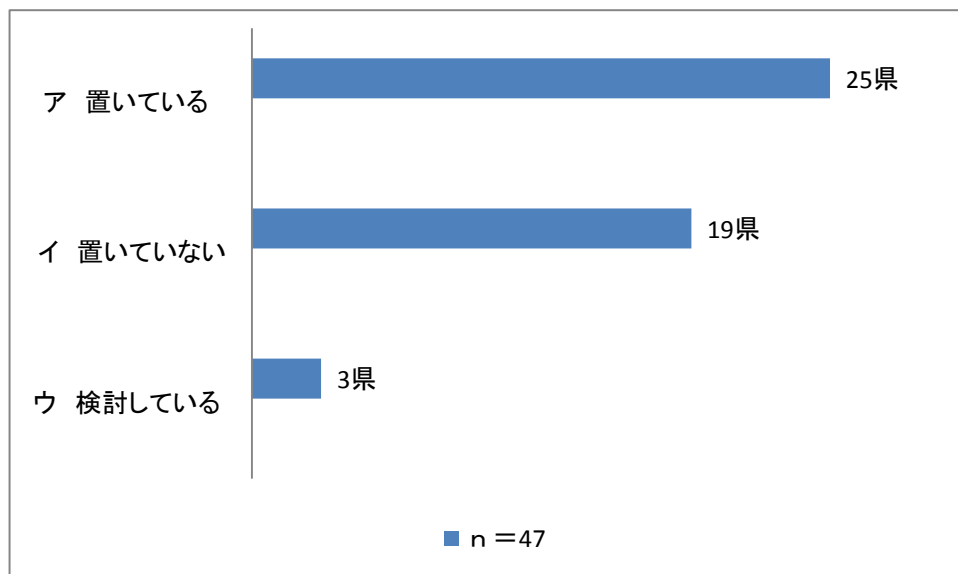
【追加した新たな機能の内容】

- ・ 障害のある児童及び生徒の教育支援に関すること
- ・ 障害の種類、程度のみでなく、総合的な観点から審査・審議すること
- ・ 市町村教育委員会と保護者との合意形成が困難な場合の助言・調整
- ・ 就学後の転学等についての審議
- ・ 就学先だけでなく、就学後の一貫した教育支援の推進
- ・ 早期からの一貫した教育支援体制の整備に関する協議・助言
- ・ 市町村教育委員会への就学先決定等に係る支援機能
- ・ 障害のある児童生徒の就学に係る助言に関すること
- ・ 市町村教育委員会等に対して早期からの教育相談・支援についての助言
- ・ 児童生徒の就学後の状況に関して、教育内容及び指導方法の支援
- ・ その他障害児の適切な就学のために必要なことについて調査審議、助言ができるようにした
- ・ 市町（組合）教育委員会が行う就学に係る教育相談に対する助言
- ・ 早期からの教育相談・支援
- ・ 特別支援学校における転学についても就学支援委員会の検討事項とした
- ・ 障害がある者への一貫した教育支援に関して、必要な事項の調査と審議
- ・ 一貫した教育支援の充実を図ること
- ・ 市町村の就学に係る相談会への専門家派遣の拡充

(5) 1の委員とは別に児童生徒の障害の状況を詳しく調査するための専門の調査員（教員等）を置いていますか。

教育支援に関する機関の委員とは別に専門の調査員を「ア 置いている」が25県に対して、「イ 置いていない」が19県であり、「ウ 検討している」が3県となっている。

【1の教育支援に関する機関の委員以外に児童生徒の障害の状況を詳しく調査するための専門の調査員（教員等）の配置状況】



(6) (5)で「ア 置いている」を選んだ都道府県に伺います。

その調査員の人数と主な活動内容を箇条書きで記入してください。

専門の調査員を「ア 置いている」25県の調査員等の人数と活動内容は次のとおりである。

活動内容は、主に「専門の事項に関する調査（心理検査や行動観察）の実施や判断資料の提出」となっている。

【専門の調査員の主な活動内容】

都道府県	活動内容	人数
北海道	特別支援学校における教育内容並びに障害のある児童及び生徒の教育支援に関するうち、個別的事項の調査を行う	定めていない
青森県	調査、検査及び資料の収集等に当たる	19

都道府県	活動内容	人数
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村教育委員会の就学支援事務の改善について ・「就学支援ファイル」(H21. 3 県教育委員会発行)の各市町村版の作成、活用について ・望ましい就学先の判断が市町村就学指導委員会で困難なケースにおける助言 ・保護者対応などで就学支援を進めることが困難なケースにおける助言 ・市町村就学支援事務を進めるにあたっての課題等に関わる助言 ・保護者対応などで就学支援を進めることが困難なケースにおける助言 	6
宮城県	障害のある児童生徒の就学先決定に関わる事項についての調査、資料作成	20
秋田県	専門の事項を調査する	
山形県	判断困難な事例があり、県障がい児教育支援委員会で再調査が必要と認める場合、調査を行う	25
茨城県	市町村教育支援委員会において、就学先決定が難しいと判断し、県に助言を求めた際の相談・調査	25
栃木県	判断に必要な資料の収集及び調査	10
埼玉県	各特別支援学校における就学に係る情報提供及び相談	33
千葉県	就学に関する資料を作成し、千葉県教育支援委員会に報告する	27
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回就学相談会における障害のある子供の実態把握及び就学相談・支援 ・県教育支援委員会に向けての専門事項の調査及び必要な資料の収集・整備 	16
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会：各特別支援学校教頭、特別支援教育センター等の指導主事で構成 ・特別支援学校該当として全17市町が仮判断した児童生徒について資料に基づいて協議 ・各特別支援学校での学校面談を踏まえて専門部会としての所見を作成し本委員会へ提出 	22
山梨県	支援委員会から指示のあった調査項目に対して、調査及び資料の収集を行い、支援委員会に報告する	定めていない
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会及び就学相談委員会への相談・支援 ・認定者の追跡調査及び小中学校の校内就学相談委員会への相談・支援 ・地域における特別支援教育の推進 ・特別支援学校への就学に係る事務 ・就学支援に向けた障害児保育の相談・支援 	4
静岡県	静岡県就学支援委員会での審議資料作成のための調査（検査の実施、保護者との面接等）を行う	36
滋賀県	県就学指導委員会規則により、必要に応じ、専門の事項を調査するため調査員を置くとしている	必要数
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ・県就学指導委員会の審議対象幼児児童生徒について、調査依頼に応じて観察等を行う ・県就学指導委員会が専門的見地から慎重に判断するための情報提供を行う 	7

都道府県	活動内容	人数
山口県	<ul style="list-style-type: none"> ・本委員会が審議するための特別な事情に関する調査を行う ・県立の特別支援学校に就学しようとする者並びに在学する児童及び生徒のうち、当該学校において心身の障害の種類及び程度を判定することが困難なものについての教育支援に関すること ・心身の障害の種類及び程度を判定することが困難であるとして市町教育委員会から依頼のあった者についての教育支援に関すること 	12
徳島県	就学先決定に係る専門事項を調査する (例：心理検査の実施、保護者面談等)	11
愛媛県	・専門の事項に関する調査（心理検査や行動観察）の実施及び判断資料の提出	14
高知県	各学校の教育相談委員と協力して、発達検査及び調査等を行う	18
長崎県	市町教育委員会の依頼により発達検査等を行い、障害の状態等の情報提供を行う	45
熊本県	市町村教育委員会から依頼のあった者のうち必要のある者の障がい程度等について再調査、再検査を行う	23
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・県就学指導委員会における審議に係る調査 ・障害児巡回教育相談等における相談対応 	6
沖縄県	沖縄県心身障害児適正就学指導委員会に、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができると規定している 調査員は、県教委が委嘱する 原則として、委員が調査員となることを想定し、調査員数を委員数としている	19

(7)(5)で「イ 置いていない」または「ウ 検討している」を選んだ都道府県に伺います。置いていない、または検討している理由をお書きください。

専門の調査員を「イ 置いていない」「ウ 検討している」とした県の理由は次のとおりである。

専門アドバイザーや指導主事が情報等を収集しているなど、都道府県独自の対応ができており、現状において、専門の調査員を置かなくても対応できている状況がうかがえる。

【専門の調査員を置いていない、または検討している理由】

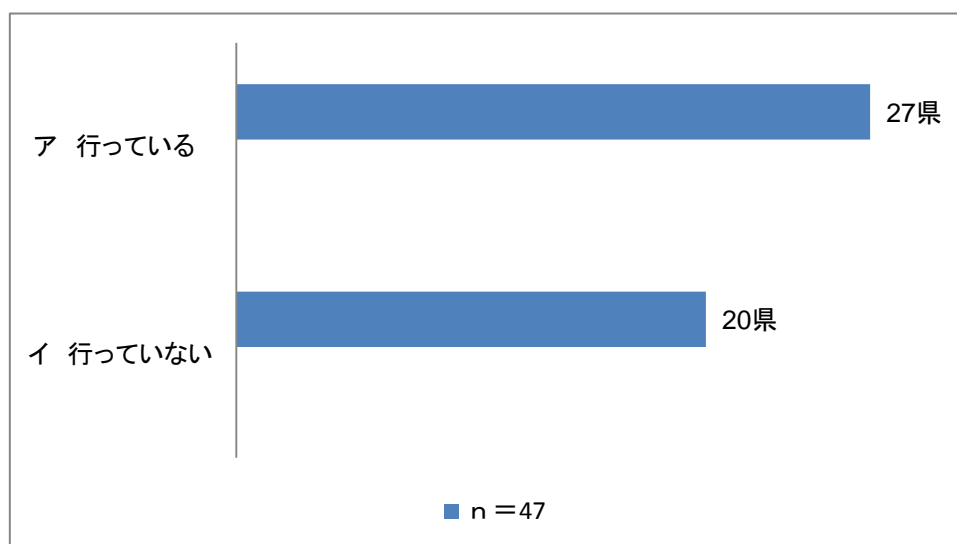
都道府県	理由
福島県	各教育事務所に配置している特別支援教育担当指導主事が、城内の児童生徒の情報等を収集しつつ、就学に関する相談について助言等を行っているため
群馬県	県立特別支援学校専門アドバイザー（特別支援教育コーディネーター）が調査についても役割を担っているため

都道府県	理 由
東京都	すでに就学相談担当の教員を各特別支援学校で指名するとともに、都教育委員会内に非常勤職員として置いているため
神奈川県	必要に応じて、就学指導委員会の委員（校長、医師など）が専門委員会を構成し、調査することとなっている
新潟県	専門員は、委員の中から教育長が委嘱することとしているため
石川県	市町教育委員会、教育事務所及び関係機関など、縦と横の連携を十分に行っているため
岐阜県	県教育委員会としては、調査する機能を有していないため （ただし、市町村教育委員会からの相談に対しては、指導助言を行ったり、障がいに応じた専門家の派遣を行ったりしている）
愛知県	各市町村において、教育支援委員会等を設置するなど、児童生徒の障害の状況を詳しく調査する専門の調査員（教員等）を設置して対応しているため
三重県	現委員会の委員が調査するため
京都府	各府立特別支援学校に併設されている地域支援センターでの巡回教育相談や府専門家チームによる相談支援が充実しているため
大阪府	市町村立教育委員会の連携により、対応できていると判断しており、調査員の位置付けは必要ないと考えている
兵庫県	就学にかかる教育相談・就学相談は市町教育委員会が行うものであり、都道府県教育委員会は市町教育委員会に対する相談、指導・助言の機能を担っていると考えているため
奈良県	「合理的配慮」推進協議会（案）の設置とともに専門の調査員の配置も検討している
和歌山	本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の、指導・助言機能を県教育委員会が果たすことを引き続き考えている 今後、合理的配慮の観点等についてどのように検討を進めていくべきか、また第三者的な有識者等にどのように参画願うか等の検討とともに、専門の調査員についても検討を進めていく
岡山県	特別支援学校の就学指導担当教頭が、その機能を果たしているため
広島県	広島県特別支援教育指導委員会規則では、調査員を置くことになっているが、現段階で指名には至っていない 調査員の定数は決まっていない
香川県	必要に応じて、調査は教育委員会の指導主事が行うため
福岡県	児童生徒の障害の状況を把握する既存の機関について、一層の活用を図っている
佐賀県	就学先決定の主体は市町教育委員会であることから、児童生徒の障害の状況については、市町教育委員会において正確に把握するべきものとする
大分県	大分県障害児適正就学指導委員会の委員が、市町村教育委員会からの要請に応じて就学相談会へ出席し、障がいのある子どもの保護者及び市町村教育委員会就学事務担当者へ就学先選択等に関する助言を行う取組を従前より行っているため
宮崎県	本県では、特別支援学校に配置している特別支援教育チーフコーディネーター（9名）が中心となって、特別支援学校のセンター的機能の充実に努めている また、小中学校に配置しているエリアコーディネーター（7名）との連携をとおして、幼児児童生徒への支援を行っている

- 3 (1) 乳幼児健診と就学前の療育・相談との連携、幼稚園、保育所等に在籍する特別なニーズを必要とする子どもと小学校との連携（情報提供や支援方法の連携等）を図る事業など、貴都道府県の教育委員会と首長部局とで連携した取組を行っていますか。

「ア 行っている」が27県であり、「イ 行っていない」が20県となっている。

【就学前の特別なニーズを必要とする子どもと小学校との連携等首長部局との連携実施状況】



- (2) (1) で「ア 行っている」を選んだ都道府県に伺います。首長部局と連携して取り組んでいる事業（研修、会議等）について、その部局名と事業名、その事業の開始年度、事業の内容、取組の内容を1つ御紹介ください。
- (3) 首長部局との連携における課題がありましたら箇条書きで記入してください。

「ア 行っている」27県の主な取組の内容は次のとおりである。

事業内容は、会議が14県で最も多い。次いで、研修が6県となっている。

【就学前の特別なニーズを必要とする子どもと小学校との連携を図る事業（首長部局との連携）について】

研 修

都道府県	担当部局	事業名	開始年度	取組内容	課 題
埼玉県	福祉部 福祉政策課	幼保から小学校へつなぐ発達支援事業	H25	小学校管理職研修、小学校の特別支援教育コーディネーターや低学年の担任の研修、幼稚園・保育園・市町村で発達支援に関わる職員との合同研修	
福井県	健康福祉部	福井県発達障害者支援体制整備事業	H22	「子育てファイルふくいっ子」「移行支援ガイドライン」等福井県方式支援ツールの普及研修効果的な支援体制づくりや引継ぎのあり方についての指導	
兵庫県	健康福祉部局	市町教育相談等連絡協議会	H25	実践発表及び研究協議 「関係部局と連携した効果的な教育相談・支援」 ～教育相談・就学先決定のプロセス～	関係機関との連携について、市町間格差がある
岡山県	保健福祉部	就学前後における関係機関連携強化事業	H26	就学前後において、共通支援シートを活用による関係機関の情報連携を試行的に実施するとともに、その結果を検証し、「就学前後における情報のつながりのモデル」として県内市町村に普及させる	
高知県	地域福祉部 障害保健福祉課	発達障害等のある子どもへの支援に生かすツール（つながるノート）等に関する研修会	H25	年1回、特別支援教育学校コーディネーターを対象として、つながるノート（個別の支援計画）等について、講義、演習等により理解を深める	
佐賀県	健康福祉本部	療育支援センター研修	H21	毎年、療育支援センターで実施されている障害児保育コース研修「基礎講座」の中に1講座（90分）を設け、「学齢期への移行・特別支援教育へ」という内容で、県内の幼稚園・保育所及び児童発達支援事業所の職員向けに講義を行っている（年間2回）	早期からの教育相談・支援体制の構築について、市町の整備状況に差があり、県内全域で体制整備の必要性を感じている

相談業務

都道府県	担当部局	事業名	開始年度	取組内容	課題
北海道	保健福祉部	障がい児等支援体制整備事業「道立聾学校専門支援事業」	S 63	相談支援、発達支援、市町村支援等	
福岡県	総務部私学振興課、福祉労働部子育て支援課	発達障害児等教育継続支援事業	H 23	県内6地域に専門家チームを設置し、希望する保育所、幼稚園等に対して、巡回型の教育相談を行う また、教育相談で得た情報を「ふくおか就学サポートノート」に記録し小学校へ伝達するなど連絡体制をとる	
沖縄県	子ども生活福祉部	地域療育等支援事業	H 15	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実に努めるとともに、これらの療育機能を支援する都道府県域における療育機能との重層的な連携を図る事業。当該事業には、地域の特別支援学校教職員も教育相談員として参加している	当該事業と特別支援学校担当教職員との連携は図られているが、地域の相談会の向い日調整が困難な事例もある

会議

都道府県	担当部局	事業名	開始年度	取組内容	課題
福島県	保健福祉部障がい福祉課	福島県自立支援協議会子ども部会	H 21	障がいのある子どもの、早期からの支援体制を整備するため、教育・福祉・保健等が連携した各種事業の推進に向けた協議	教育相談の取組における連携合理的配慮への対応についての共通理解の国・県の施策を踏まえた連携の在り方

都道府県	担当部局	事業名	開始年度	取組内容	課題
栃木県	保健福祉部、営管理部	早期教育相談支援体制構築事業	H25	県の教育、保健・医療、福祉の関係部局が取り組んでいるの一貫した支援体制の構築を支援するための事業の内容や実施上の課題等に関する情報を共有し、連携のあり方について協議する	市町村と事業に関する係と支援
千葉県	総務部学事課、健康福祉部障害福祉課、健康福祉部児童家庭課	早期からの教育相談・支援体制構築事業	H24	県内市町村における早期からの教育相談・支援体制のネットワーク構築の促進を図る	各部署がどのような業務を行っているか理解した上で、連携内容を調べていく必要がある
新潟県	新潟県福祉部障害福祉課	発達障害に係る合同会議を開催	H19	障害福祉課の「新潟県発達障害者支援体制整備検討委員会」と教育委員会の「新潟県特別支援教育総合推進事業運営協議会」を合同で開催し、発達障害児者の支援体制整備において、連携を図っている	
岐阜県	障害福祉課	発達障害者が支援体制整備を推進する会議	H21	厚生労働省の発達障害者支援体制整備事業における「発達障害者支援体制整備検討委員会」と文部科学省の特別支援教育総合推進事業における「特別支援教育連携協議会」を一本化して乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制整備を図るため、本会議を設置し、年2回実施。発達障がい者支援に関するの施策について委員から意見聴取をする	
愛知県	健康福祉部、産業労働部、県民生活部	愛知県特別支援協議会	H17	教育、福祉、医療、労働等が一体となって障害のある子ども及びその保護者等の多様なニーズに応え、乳幼児期から学校卒業後までの生涯にわたって一貫して支援するための総合的なシステムを県内各地域に構築することを目的に協議会を実施している	保育所に関する連携強化（健康福祉部） 私学に関する連携強化（県民生活部）

都道府県	担当部局	事業名	開始年度	取組内容	課題
京都府	京都府健康福祉支援課	特別支援教育体制の整備、発達障害児等早期療育事業に係る連絡会議	H17	府内12の地域支援センターのセンター長、府スーパーサポートセンター長、府内5つの教育局、各地域保健所の保健師が会してそれぞれの地域支援事業の交流や早期からの支援をつないでいくための施策について専門家や先進的に進めている地域の実践報告を聞き、取組の参考としている	地域における各部局間の連携が上手くいっていない地域がある 地域間差が大きく、府として統一されていない
大阪府	福祉部	発達障害児者支援施策の推進	H24	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害児者への支援施策の一体的な推進を図るため、関係部局の相互協力及び情報共有等府庁内の連携を図る 「大阪府発達障害児者支援体制整備検討部会」で議論すべき事項について庁内での検討を行う 	
島根県	健康福祉推進課、健康福祉課	市町村における早期からの支援に係る担当者会議	H26	首長部局の事業についての説明、市町村内の早期支援の状況について情報交換	
香川県	健康福祉課、子育て支援課	香川県発達障害児者支援連携協議会	H17	発達障害児者支援体制の取組の情報交換と課題についての協議（年2回）	
愛媛県	保健福祉部、経済労働部	特別支援教育・連携推進「愛媛県広域特別支援連携協議会」	H17	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の推進に関すること 関係機関のネットワークに関すること 個別の教育支援計画の作成に関すること 等 	
長崎県	長崎県こども家庭未来課	早期から相対的支援体制の構築	H24	同事業の「早期総合支援体制整備推進協議会」（会議）において、乳幼児健診等における保健福祉部局と市町教育委員会の連携について協議し、推進地域の取り組みを県内各市町に普及させる 就学移行期における個別の教育支援計画の作成と活用について、共通理解を図る	

都道府県	担当部局	事業名	開始年度	取組内容	課題
宮崎県	福祉保健部	「支援をつなぐ」エリアサポート事業	H25	県内を障がい保健福祉圏域に準じて7つのエリアに分割し、各エリアにおいて、保健・福祉・教育・医療・労働等の関係行政機関代表者で編成されるエリア連携協議会を実施し、特別支援教育を推進するための体制づくりを行っている また、エリア内の幼・保・小・中・高の支援をつなぐ在り方を検討している	会議のための日程調整
鹿児島県	保健福祉部	県特別支援連携協議会	H17	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制の整備を促進するため、関係部局等と連携し、支援地域内のネットワーク形成や個別の教育支援計画（相談支援ファイル）等の作成・活用促進のための課題や具体的方策について協議を行う	

啓発活動

都道府県	担当部局	事業名	開始年度	取組内容	課題
山形県	障がい福祉課	発達障がい児（者）総合支援事業	H26	発達障がい児（者）等支援のための情報共通ツール「やまがたサポートファイル（初版）～すこやかな生活のために～」を作成し、希望市町村を対象に施行を実施している 来年度はすべての市町村において実施を進める	

その他

都道府県	担当部局	事業名	開始年度	取組内容	課題
三重県	健康福祉部	早期からの教養支援体制整備事業	H24	発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成及び活用を促進するパーソナルカルテ推進強化市町を指定し、支援体制の整備を進める	C L M（幼児向けの個別の指導計画の作成・評価システム）の情報の小学校への引継ぎ

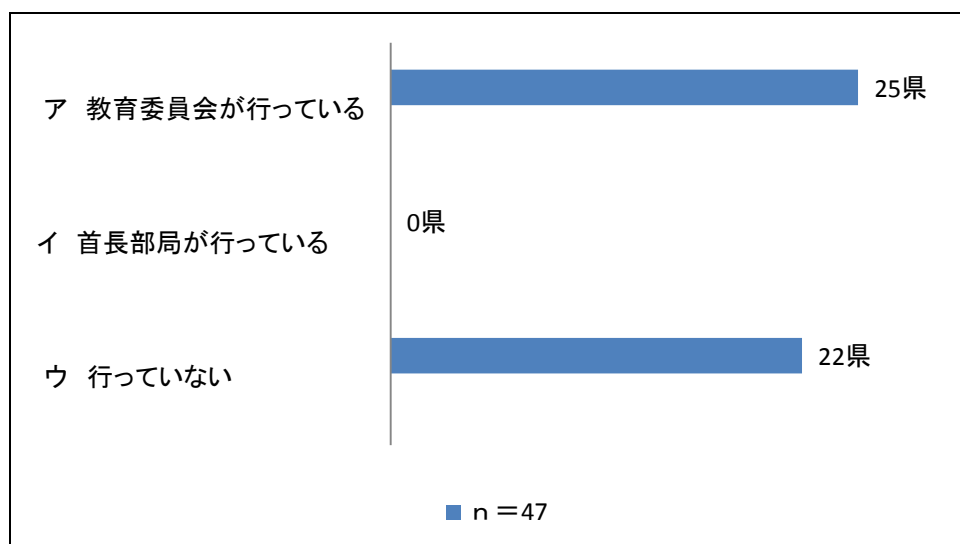
都道府県	担当部局	事業名	開始年度	取組内容	課題
和歌山県	福祉保健部 福祉政策局 子ども未来課、 総務部総務管理 総務学事課	文部科学省委託事業 「早期からの教育相談・支援体制構築事業」	H26	福祉・医療との連携による就学相談、就学指導システムの在り方についての実践的研究 具体的な取組 公私立の幼稚園・保育所職員を対象とした特別支援教育に係る研修実施 地域指定早期支援コーディネーターによる幼稚園・保育所の巡回相談指導 就学支援ツールの開発等	具体的な就学システムに関する情報共有 インクルーシブ教育システムに関する共通理解
熊本県	健康福祉部	熊本県就学前教育振興計画「肥後っ子がやきプラン」	H15	就学前の子どもがたくましく心豊かに育つことを目的に県が総合的に取り組むための教育振興計画を策定、首長部局と連携を図った取組を実施	

4 都道府県が市区町村に専門家を派遣するなどの取組について

(1)「市区町村教育委員会単独で就学相談や就学支援に係る専門家の確保が困難な場合には、都道府県が専門家を派遣するなどの措置を講ずることも考えられる」と中教審報告では示されていますが、そのような取組を行っていますか。

「ア 教育委員会が行っている」が25県であり、「ウ 行っていない」が22県となっている。「イ 首長部局が行っている」県は見られない。

【市区町村への専門家派遣等の取組の実施状況】



(2)(1)で「ア 教育委員会が行っている」を選んだ都道府県に伺います。

取組の内容を箇条書きで記入してください。

取組の内容は次のとおりである。

【市区町村への専門家派遣等の取組内容】

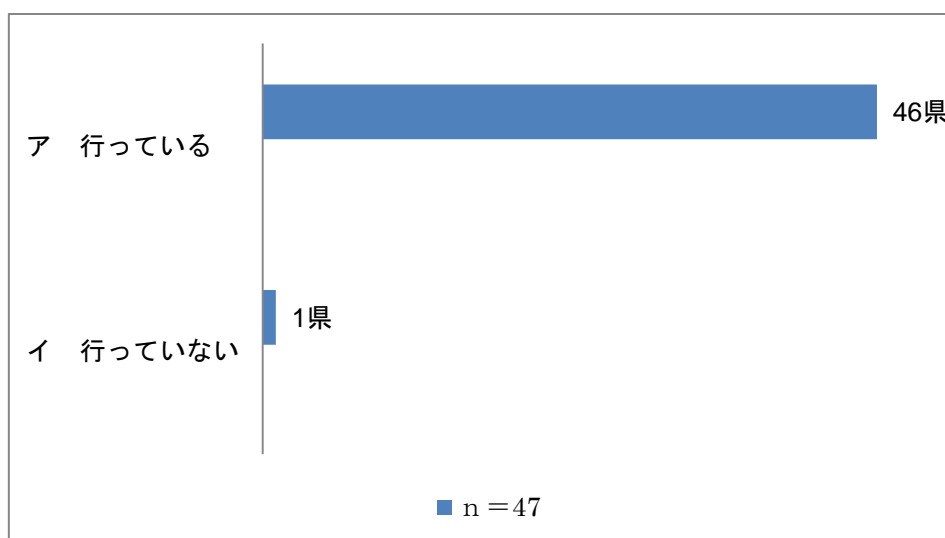
都道府県	取組内容
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・全14教育局の特別支援連携協議会に設置される専門家チームや特別支援教育を専任的に担当する指導主事の活用 ・道立特別支援教育センター所員の活用
青森県	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の専門性を有する識者を「早期支援アドバイザー」として委嘱 ・要請のあった市町村教育委員会に「早期支援アドバイザー」を派遣 ・就学実務や体制整備に関する指導助言を行う
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校及び教育事務所から推進された者を就学相談員として紹介する ・県としての就学相談会の実施
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ・就学指導地区別担当者会の開催 ・就学指導地区別連絡協議会の開催 ・就学や教育に関する相談会の開催
福島県	養護教育センター指導主事等による発達検査の実施
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ・県立特別支援学校専門アドバイザー（特別支援教育コーディネーター）を派遣している ・理学療法士等の外部専門家を派遣している
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・困難なケースに専門家チームを派遣し、「特別支援教育推進委員会」を開催している ・文科省の予算によるモデル研究委嘱市に「早期支援コーディネーター」を派遣している
新潟県	県立特別支援学校のセンター的機能を発揮し、教員を派遣している
富山県	県で委嘱した就学相談コーディネーターを市町村教育委員会へ派遣
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育センター、嶺南教育事務所の指導主事（特別支援）を市町に派遣 ・発達検査の実施、対象となる幼児の観察、保護者との相談等の実施 ・市町就学指導委員会の企画や運営に関する指導・助言 ・市町就学指導委員会の研修等の協力
山梨県	総合教育センターにおいて、「就学相談会支援事業」を実施し、相談員の紹介等を行っている
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校のセンター的機能の活用に関する予算措置 ・発達障がい等専門家派遣
愛知県	「障害児就学指導員」を県内の3教育事務所に各1名配置している
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者から構成する ・組織を設置し、学校等に対して助言を行う
岡山県	県による巡回就学相談
山口県	市町が実施する5歳児相談会へ地域コーディネーターを派遣している
徳島県	市町村からの要請に応じて「徳島県教育支援委員会調査員」を派遣する

都道府県	取組内容
佐賀県	各市町における就学相談会に、相談員としての県立特別支援学校教員の派遣や学識経験者の紹介を実施している
長崎県	学識経験者、県教委指導主事、特別支援学校教員等による教育支援チームの派遣
熊本県	対応が困難な事例ほど専門性のある支援者から支援を受けられる「段階的な支援体制」を構築し県が任命するスーパーコーディネーターを派遣することとしている
大分県	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの状態や発達の段階に関する見立て（大分県障害児適正就学指導委員会委員） 現籍校における支援の工夫・配慮に関すること（大分県障害児適正就学指導委員会委員） 就学先の選択に関する助言（大分県障害児適正就学指導委員会委員）
宮崎県	広域エリアサポートチームの派遣
鹿児島県	希望のあった市町村における巡回教育相談実施
沖縄県	平成20年度より特別支援教育推進事業として、特別支援学校のセンター的機能を活かし、当該校教職員を「巡回アドバイザー」として市町村教委主催の研修会や相談会に参加したり、小中学校、高等学校の要請に応じてコンサルテーション等を実施している 県教委は、そのための旅費等の予算を捻出している

5 (1) 市区町村教育委員会の就学相談や就学支援に係る関係者の資質・能力の向上を図るための取組を行っていますか。

「ア 行っている」は46県であり、「イ 行っていない」は1県のみとなっている。

【市区町村教育委員会の関係者の資質・能力向上を図る取組の実施状況】



(2)(1)で「ア 行っている」を選んだ都道府県に伺います。取組の内容を箇条書きで記入してください。

取組の内容は次のとおりである。

研修会や協議会の実施をしている県が多く見られる。

【市区町村教育委員会の就学相談や就学支援に係る関係者の資質・能力の向上を図るための取組内容】

都道府県	取組内容
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の教育支援計画の活用や相談窓口などを掲載した理解啓発資料の作成及び市町村教育委員会や保健福祉部局への配布 ・ 理解啓発資料を用いた研修の開催
青森県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度及び26年度において、市町村職員を対象とした就学事務説明会を実施した ・ 毎年度、市町村職員及び教育関係者を対象とした就学事務研究協議会を実施している ・ 市町村教育委員会に対し、保護者向けリーフレット及び事務手引書を配布している
岩手県	市町村就学支援担当者研修会の実施
宮城県	研修会の実施
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学指導地区別担当者会の開催 ・ 就学指導地区別連絡協議会の開催
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県における市町村就学担当者連携協議会の開催 ・ 教育事務所における就学担当者連携協議会の開催 ・ 教育支援地方研究協議会の開催
福島県	「就学指導協議会」(年1回開催)による、就学事務担当者への説明及び協議
茨城県	研修会の実施(市町村教委の取組事例発表、協議、特別支援学校見学、発達検査の実技講習等年4回)
栃木県	市町村教育委員会の担当者の資質向上を目的とした協議会を年3回実施
群馬県	教育支援等に係る推進会議を年間3回開催し、専門性の向上を図っている
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文科省の予算による「早期からの教育相談・支援体制づくり」の研究をモデル4市に委嘱 ・ 市町村地区別就学支援実践協議会(市町村就学相談担当指導主事対象)を4地区で開催 ・ 市町村特別支援教育担当者連絡協議会を年間2回開催し、就学相談就学支援について周知している
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な就学相談や就学支援のあり方や事務手続等についての研修会を実施する ・ グループ別情報交換の場を設定し、市町村毎の実情等について情報共有を図る ・ 適切な就学相談や就学支援が行えるよう、県内5地区毎に関係者の研修会を実施する ・ 県内5地区毎にインクルーシブ教育システム構築のための研修会を開催する

都道府県	取組内容
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都障害のある児童・生徒の就学相談担当者講習会」を実施し、区市町村の就学担当者、各学校の教員の就学相談の専門性を向上 ・「就学相談講習会」を実施し、幼稚園、保育所の教職員への就学相談に関する理解啓発
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・就学指導担当者研究協議会を年間2回実施 就学相談指導の基本方針について説明等 ・地区就学連絡協議会を県内9地区に分けて実施 市町村教育委員会の就学指導の経過の確認等
新潟県	市町村の就学担当者等を対象にした「教育支援研究協議会」を年1回開催している
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会就学支援連絡会の開催（年3回） ・要請のあった市町村へ県の担当者を派遣し、調査員の研修を実施
石川県	障害のある子の教育支援連絡協議会にて、困難事例の検討会など
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・知能検査等研修講座 ・相談研修の実施
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・就学事務担当者会（年3回）担当課長会議（年1回）を実施 ・就学に関する法規及び手続き、障害の特性についての講義、就学相談の演習
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村就学相談委員会の関係者を対象とした就学相談・支援に係る研修会の開催 ・調査員による市町村教育委員会及び就学相談委員会への相談・支援
岐阜県	市町村の担当者を対象とした教育支援地区研究協議会を年2回実施し、行政説明・研修を行う
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月に市町教委の就学担当者に対して、就学先決定の流れや学校教育法施行令第22条の3の解釈、障害の程度の判断の演習を行っている ・平成25年10月に示された「教育支援資料」の活用促進を図るため、具体的活用法を助言する
愛知県	市町村就学相談担当者研修を実施し、就学を中心とした教育支援についての理解を深めた
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・就学事務等担当者説明会の開催 ・就学指導担当者連絡会の開催
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・就学相談全体研修会（関係法令、相談の心得、相談演習など） ・就学相談研修専門研修（言語発達、描画発達、発達障害の3講座） ・希望する市町へ県の指導主事を派遣（就学相談・就学指導担当者への理解啓発）
京都府	市町村対象に年間1回の就学指導・教育相談連絡会を開催し、就学相談の在り方、進め方について周知している
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・就学相談に関わるワーキング会議の開催 ・支援教育担当指導主事会で就学相談・支援に関する研究協議を実施
兵庫県	教育事務所単位に特別支援教育推進員を配置し、市町の取組についての助言
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ・就学指導委員を対象とした研修を市町村からの依頼に応じて実施 ・市町村教育委員会の就学指導担当者を対象に年3回の連絡協議会を開催
和歌山県	毎年、市町村教育委員会の就学指導担当者を対象とした研修会を実施
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における実践事例の発表や取組についての意見交換 ・個別の教育支援計画の作成と活用、特別な教育課程の編成等に関する研修

都道府県	取組内容
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会を対象とした就学指導説明会の実施(文科省説明) ・市町村教育委員会を対象としたく教育課程研究協議会の実施 ・教育事務所管内での就学指導説明会
広島県	就学相談支援研究協議会の実施
山口県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町教委の就学相談担当者を対象とした就学指導研究協議会 ・市町教委の就学相談担当者と特別支援学校の就学相談担当者と一緒に協議する協議会
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の行政職員及び教員を対象とした「教育支援委員会調査員養成講座」を実施している ・市町村の行政職員を対象とした「市町村就学に係る事務担当者研修会」を実施している
香川県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町教育委員会の就学相談担当者の研究協議会を実施（年2回） ・幼・保・小・中の就学相談担当者の研修会を実施（年1回）
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・「早期からの教育相談・支援体制構築事業」の実施（モデル地域を指定） ・市町教育委員会就学担当者を対象とした「早期支援連携協議会」の実施
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の就学事務の担当者を集めて、県教育委員会の取組の周知等を年に2回実施 ・市町村の新任就学事務担当者を集めて、就学指導事務の意義や手続きについて周知
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・県全体での就学相談・支援担当者研究協議会の実施 ・各教育事務所ごとの就学相談・支援担当者研究協議会の実施
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町教育委員会、教育事務所、県立特別支援学校の就学事務及び相談・支援担当者を対象とした研修会を実施している（年2回） ・教育事務所の特別支援教育担当指導主事を、国立特別支援教育総合研究所で開催されている「就学相談・支援担当者研究協議会」に派遣している
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・就学指導担当者の研修会の実施（年2回） ・就学相談員等の養成研修（年1回）
熊本県	市町村の担当者を対象とした連絡協議会により資質向上のための研修や聞き取りを実施
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・就学事務に関する説明 ・子どもの障がいの状態や発達の段階等に関する理解を図るための研修 ・特別支援学校の教育内容について理解を図るための研修
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・県就学指導研究協議会の開催（年1回） ・特別支援教育担当指導主事会の実施（年2回） ・特別支援教育担当者会における研修の実施（年2回） ・特別支援教育コーディネーターステップアップ研修（上級）の開催（年1回：3日間）
鹿児島県	就学相談・支援担当者研究協議会実施
沖縄県	幼稚園、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象に平成20年度より毎年（3回／年）研修会を実施し、具体的な演習、事例検討等を含めた研修の工夫を図っている

6 (1) 改正令により、就学先を決定する仕組み等が改められたことを踏まえ、教育支援の在り方について市区町村教育委員会への周知等に向けた取組を行っていますか。

「ア 行っている」が47県であり、すべての都道府県で周知を行っている。

(2) (1) で「ア 行っている」を選んだ都道府県に伺います。

取組の内容を箇条書きで記入してください。

取組の内容は次のとおりである。

就学指導事務に係る担当者を対象とした研修会や協議会での説明、臨時の説明会を実施して周知した県が多く見られる。

また、就学に係るリーフレットや教育支援や就学事務の手引きの作成や改訂をしている県も見られる。

【教育支援の在り方について市区町村教育委員会への周知等に向けた取組内容】

都道府県	取組内容
北海道	「市町村教育委員会就学事務担当者等研修会」の開催
青森県	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度及び26年度において、市町村職員を対象とした就学事務説明会を実施した 市町村教育委員会に対し、保護者向けリーフレット及び事務手引書を配布している
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 各通知の周知 教育支援資料の配付 市町村就学支援担当者研修会での周知
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査による市町村教育委員会の現状の把握 説明会や研修会の実施
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> 就学指導地区別担当者会の開催 就学指導地区別連絡協議会の開催
山形県	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援の手引の作成 学校教育法施行令の一部改正に係る保護者向けリーフレットの作成、配布 「これからの就学先決定の在り方について」のリーフレット作成、送付 「就学事務手続きに係る諸連絡」の配布
福島県	<ul style="list-style-type: none"> 「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き」の配布 「就学指導協議会」(年1回開催)による、就学事務担当者への説明及び協議
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> 文書による通知(44市町村) 研修会の実施(教育支援の在り方について) 就学指導の手引きの改訂

都道府県	取組内容
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省の臨時説明会を受けて、各市町教育委員会の担当者に対して伝達説明会を実施 ・市町村教育委員会の担当者の資質向上を目的とした協議会の開催回数を増加
群馬県	教育支援等に係る推進会議を年間3回開催し、その中で周知を図っている
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行令の一部改正を受け、県内4地区で臨時の担当指導主事会を開催 ・市町村特別支援教育担当者連絡協議会を年間2回開催し周知している
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・施行令等の通知文を市教育委員会、特別支援学校等へ通知及び内容について周知を図る ・適切な就学相談支援、早期からの一貫した支援等について理解啓発を図る ・千葉県教育支援委員会の内容等について理解啓発を図る ・インクルーシブ教育システム構築のための研修会で、就学先を決定する仕組みを説明する ・就学事務担当者等の研修会（2回）と県内5地区毎の関係者研修会（1回）を実施する
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある幼児・児童・生徒の就学相談に当たって（通知）」を發出 ・上記通知について、区市町村教育委員会の学務課長に対し説明
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・就学指導担当者研究協議会において実施 ・市町村教育委員会指導課長会議において実施
新潟県	市町村の就学担当者等を対象とした「教育支援研究協議会」で改正令等について周知している
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会就学支援連絡会で説明 ・要請のあった市町村へ県の担当者を派遣し、調査員への周知を図る
石川県	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行令の一部を改正する政令案に関する臨時説明会 ・石川県版「就学の手引き」の作成・配布
福井県	<p>各市町教委および各特別支援学校を対象に就学事務担当者協議会を開催し、以下を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行令改正説明会（文部科学省）の伝達講習 ・施行令改正にともなう福井県の就学指導についての説明会 ・文部科学省職員による講演会（施行令改正に関するQ&Aを含む） ・新しい就学の手続きについての説明会
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・就学事務担当者会（年3回）担当課長会議（年1回）を実施 ・就学に関する法規及び手続き、障害の特性についての講義、就学相談の演習 ・各地区における「教育支援委員会」への改名等の促進
長野県	市町村教育委員会の関係者を対象とした臨時説明会や研修会の開催
岐阜県	「教育支援の手引」の作成、周知
静岡県	県で作成している「特別支援学校にかかわる就学事務手続き資料」を改訂し、早期からの一貫した支援、就学支援体制の整備等の周知を行っている
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村就学相談担当者研修を実施し、政令改正の概要等について説明した ・特別支援教育担当指導主事等会議で、就学先を決定する仕組みについて周知徹底を図った ・就学手続を示したリーフレット「愛知の特別支援教育」を配付した ・愛知県教育支援委員会を設置し、市町村教育委員会及び小中学校へ周知した

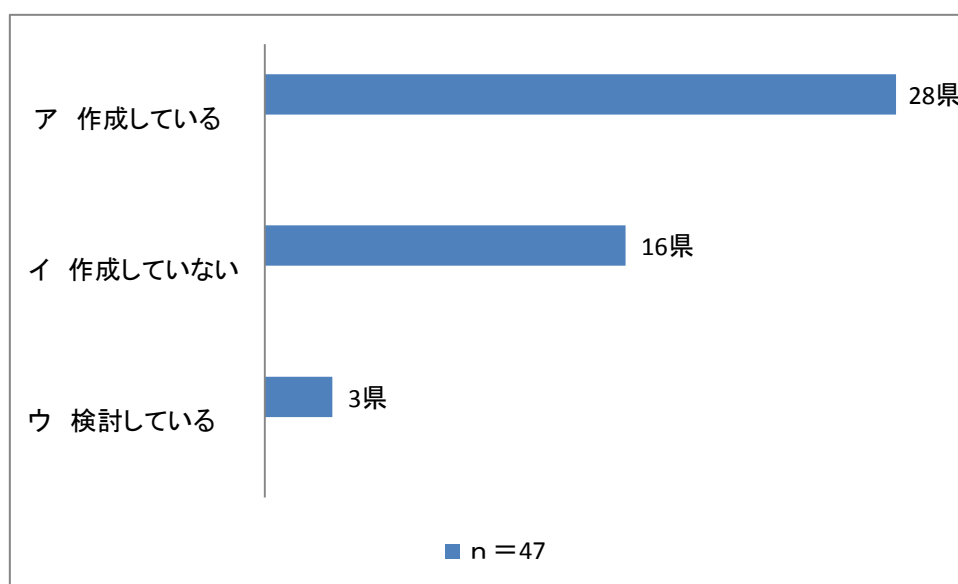
都道府県	取組内容
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行令の一部改正に関する研修会の開催 ・教育支援の手引きの作成 ・就学事務担当者説明会の開催
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・H25.9 文科省初等中等教育局特別支援教育課三輪善英課長補佐を講師に説明会を開催 ・H25.12 特別支援教育教育課程等研究協議会で周知 ・H26.3 市町の特別支援教育担当者協議会で周知 ・H26 年度各市町教委の特別支援教育担当者会等において周知 ・H26.3「障害のある子どもの就学指導の手引」改訂版を作成(学校教育法施行令改正含)
京都府	<p>5 の回答に準ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正された際に臨時に説明会を行った ・各市町村での就学指導委員会の研修会に出向き、説明を行っている ・校長会等での周知
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブックの作成・配付 ・市町村ヒアリングや支援教育担当指導主事会で周知
兵庫県	市町教育委員会担当者への改正法令の趣旨等の周知説明会を実施
奈良県	年3回開催の市町村教育委員会の特別支援教育担当者を対象とした会議で、周知を図った
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村教育委員会教育長を対象とした説明会を実施(平成25年9月～10月) ・毎年、市町村教育委員会の就学指導担当者を対象とした研修会を実施
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会における法改正の趣旨を踏まえた教育支援の在り方についての説明 ・鳥取県版教育支援の手引を作成、配布予定(平成26年度末)
島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会の就学事務担当者に対し法令改正について説明会を実施 ・市町村における早期からの一貫した支援に係る担当者会議において法令改正について説明 ・就学支援 Q&A を改訂し、島根県のホームページに掲載した
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会を対象とした就学指導説明会の実施(文科省説明) ・市町村教育委員会及び特別支援学校教員を対象とした教育課程研究協議会の実施(文科省説明) ・教育事務所管内での就学指導説明会
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時説明会の実施 ・就学指導の手引の改訂
山口県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町教委担当者会議で周知を図る(H25.9) ・市町教委担当者会議で再度周知を図る(H26.1) ・市町教委担当者会議、県市町義務教育関係主事等研修会で周知を図る(H26.4)
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村就学に係る事務担当者研修会」で説明し、周知している ・要請のあった市町村の「教育支援委員会研修会」等で、説明している
香川県	市町教育委員会の就学相談担当者及び特別支援学校部主事を対象に周知会を実施
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・「早期支援連携協議会」での市町教育委員会就学担当者を対象とした就学事務説明 ・市町教育委員会就学担当者を対象とした臨時説明会の開催

都道府県	取組内容
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村就学指導事務担当者連絡会において、年度当初に周知 ・市町村就学指導事務新担当者連絡会において1学期末に周知 ・就学指導高知県研究協議会において、2学期当初に周知
福岡県	教育支援と就学事務に関する手引の配布
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・就学事務及び就学相談・支援担当者会において、制度改正と教育支援資料の詳細説明のあと、各市町教育委員会等で情報交換及び意見交換を行った ・「就学事務の手引」を改訂し、平成26年度当初に各市町教育委員会・教育事務所及び県立特別支援学校に配付するとともに、就学事務及び就学相談・支援担当者会において、「就学事務の手引」の変更点等を説明した
長崎県	就学指導担当者等研修会において周知を図った
熊本県	改正前に市町村担当者向けの説明会を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・5に記載の連絡協議会において周知 ・新たな就学支援・早期からの一貫した支援を記した「就学事務の手引き」を改訂し配布
大分県	改正の趣旨及び就学事務手続きに関する説明会を開催
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・県就学指導研究協議会の開催（年1回） ・特別支援教育担当指導主事会の実施（年2回） ・特別支援教育担当者会における研修の実施（年2回）
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・文書による通知 ・指導課長・指導主事等会議における説明 ・就学相談・支援担当者研究会議における説明
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会の就学指導事務等の担当者を対象に「市町村就学支援担当者連絡会」を年1回実施している ・障害児への支援を図る各市町村関係部局（児童家庭課、教育委員会等）職員を対象に、「就学支援・相談担当者地方研究協議会」「障害のある幼児の就園指導連携協議会」をそれぞれ、年1回実施し、市町村の各担当者の理解啓発と具体的な対応についての情報共有を図っている ・各教育事務所の特別支援教育担当指導主事を対象に「教育事務所特別支援教育担当者会議」を年1回実施し、県域内の市町村教委、学校への支援について具体的な情報提供と対応法について共有化を図っている

7（1）貴都道府県では、いわゆる「相談支援ファイル」を作成していますか。

「ア 作成している」は28県、「イ 作成していない」は16県であり、「ウ 検討している」が3県となっている。

【「相談支援ファイル」の作成状況】



(2)(1)で「ア 作成している」を選択した都道府県に伺います。

その相談ファイルの名称をお書きください。

名称は次のとおりである。

【「相談支援ファイル」の名称】

都道府県	名 称
青森県	相談支援ファイル
岩手県	「就学支援ファイル」の様式を示し、市町村に対して作成を促している
宮城県	すこやかファイル
山形県	「やまがたサポートファイル」(初版)～すこやかな生活のために～ (障がい福祉課 H26年度15市町村で試行)
福島県	発達障がい者のためのふくしまサポートブック (福島県発達障がい者支援センター)
群馬県	相談支援ファイル
埼玉県	サポート手帳
東京都	就学支援ファイル
新潟県	相談支援ファイル
石川県	すこやか手帳など
福井県	子育てファイルふくいっ子
山梨県	相談支援ファイル
岐阜県	プロフィールブック
静岡県	静岡サポートファイル
愛知県	心をつなぐサポートブック「アイ・ブック」
三重県	パーソナルカルテ
京都府	相談支援ファイル (モデルとして作成した物であって、これを参考に市町村に作成活用を呼びかけている。)

都道府県	名 称
大阪府	『わたしのライフブック』 (大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会 作成)
広島県	心をつなぐサポートファイルひろしま 結愛(ゆい)～yui～
山口県	サポートファイルやまぐち(作成・所管:健康福祉部障害者支援課)
香川県	サポートファイル「かけはし」
高知県	つながるノート
福岡県	ふくおか就学サポートノート
熊本県	サポートファイル
大分県	「発達支援ファイル」 (大分県発達障がい者支援センターへの委託により作成)
宮崎県	「相談支援ファイルきずな」、「さんさんリレーファイル」
鹿児島県	相談支援ファイル(試案)
沖縄県	支援ファイル「えいぶる」

個別の教育支援計画、個別の指導計画について

8 特別支援学校においては、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成することとなっていますが、幼・小・中・高等学校等で学ぶ障害のある幼児児童生徒については、必要に応じて作成することが望ましいとされています。このことは障害のある子どもに対して一貫した支援体制を構築する上で、また、適切な教育を行う上で重要であることから、各都道府県における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成状況などについて伺います。

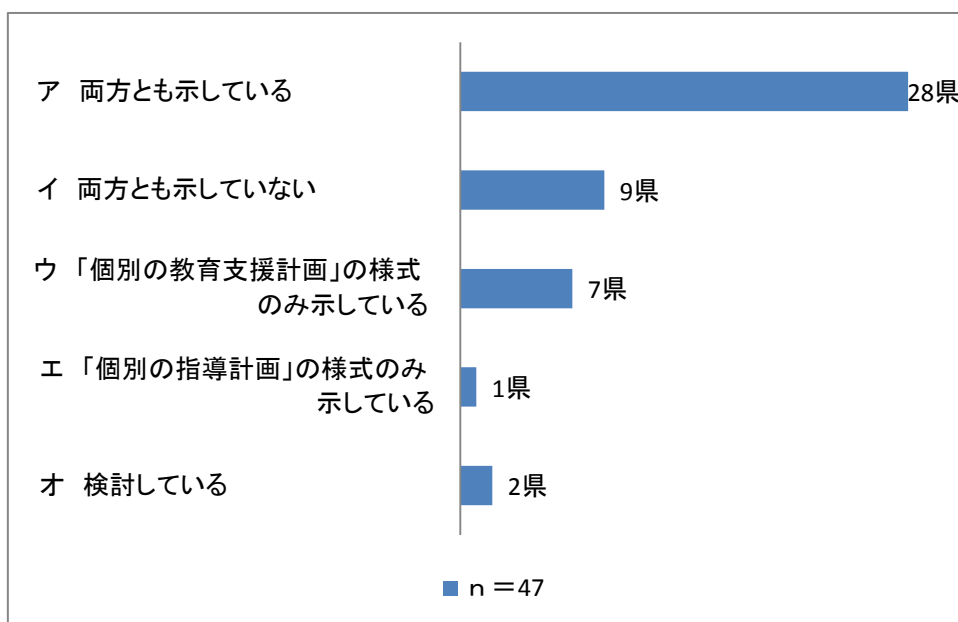
(1) 貴都道府県では、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の様式について示していますか。様式を示している場合は「通常の学級」「特別支援学級」どちらのものですか、また、「通常の学級」「特別支援学級」ともに様式を示している場合、その様式は「通常の学級」「特別支援学級」で統一されたものですか。あわせて伺います。

「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の様式の提示状況について、「ア 両方とも示している」が28県であり、「イ 両方とも示していない」が9県となっている。

また、「ウ『個別の教育支援計画』の様式のみ示している」が7県であり、「エ『個別の指導計画』の様式のみ示している」が1県となっている。

なお、「オ 検討している」が2県となっている。

【「個別の教育支援活動計画」「個別の指導計画」の様式の提示状況】

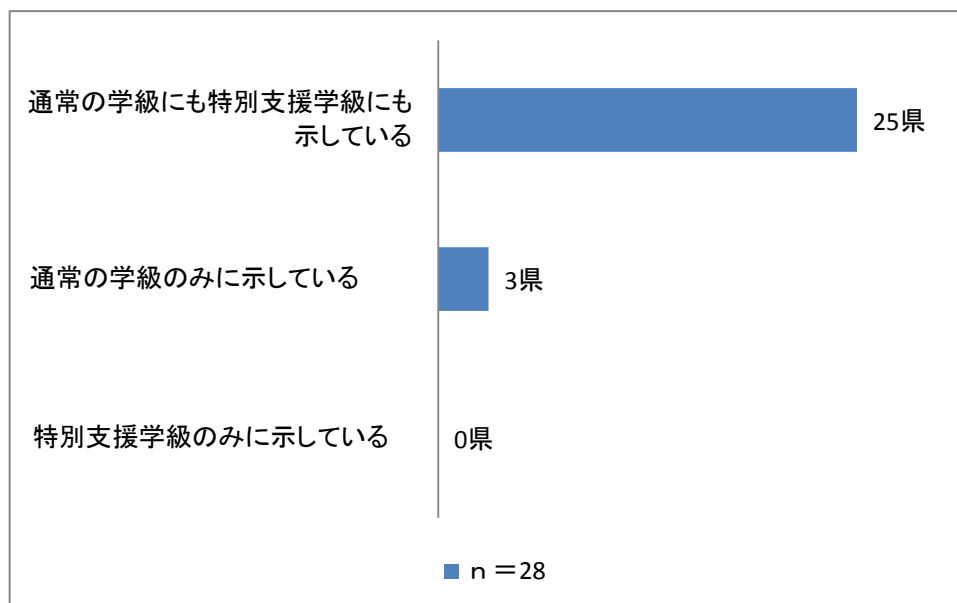


【「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の様式を「ア 両方とも示している」と回答している28県について】

25県が通常の学級にも特別支援学級にも示しているが、3県は通常の学級のみを示している。

なお、通常の学級にも特別支援学級にも示している25県のうち、通常の学級と特別支援学級で「統一された様式である」としているのは16県となっている。

【「ア 両方とも示している」のうち、「通常の学級」及び「特別支援学級」に係る様式の提示状況】

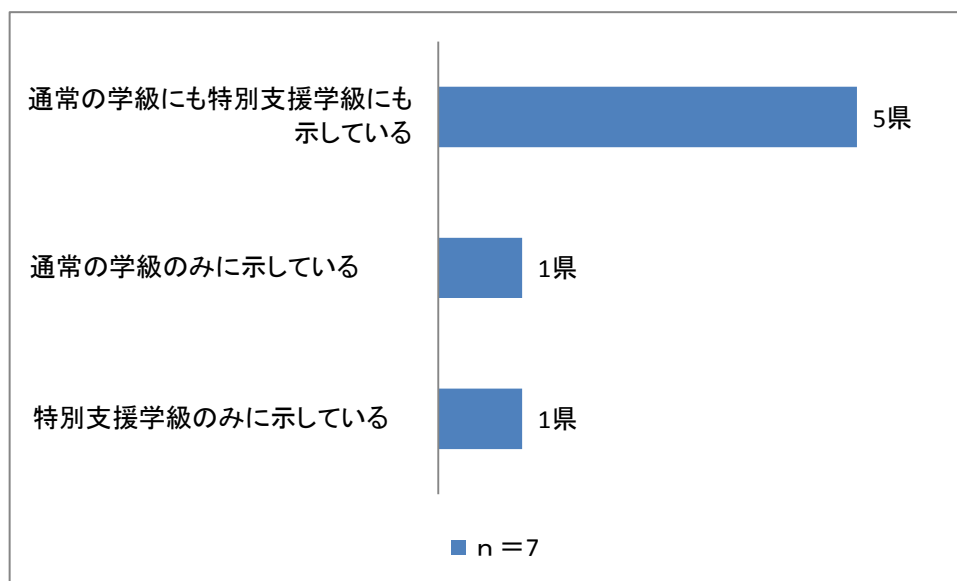


【「ウ 『個別の教育支援計画』の様式のみ示している」7県について】

「ウ 『個別の教育支援計画』の様式のみ示している」と回答している7県のうち、5県は通常の学級にも特別支援学級にも示しており、通常の学級のみとした県は1県、特別支援学級のみとした県は1県となっている。

なお、通常の学級にも特別支援学級にも示している5県はすべて、通常の学級と特別支援学級で「統一された様式である」としている。

【「ウ『個別の教育支援計画』の様式のみ示している」のうち、「通常の学級」及び「特別支援学級」に係る様式の提示状況】



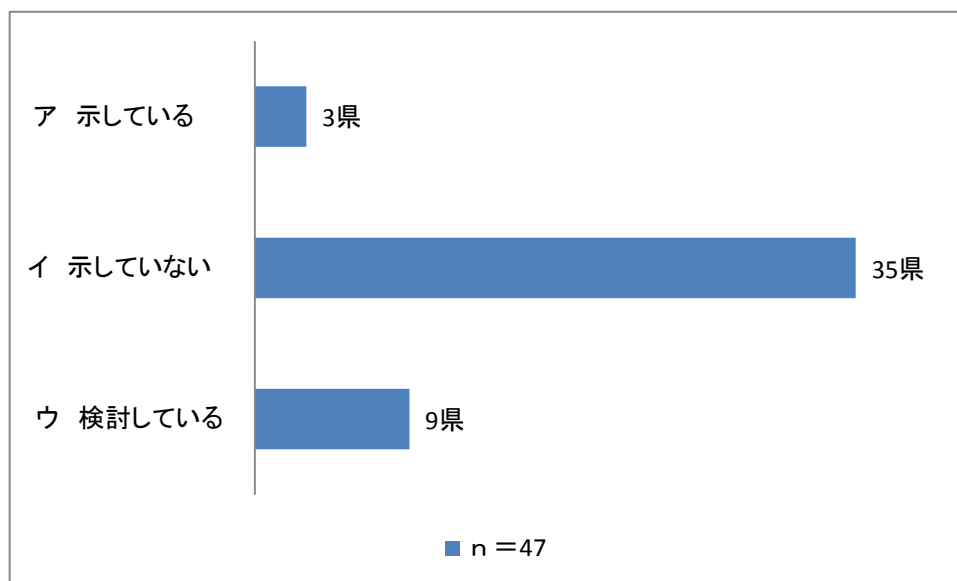
【「エ『個別の指導計画』の様式のみ示している」1県について】

「エ『個別の指導計画』の様式のみ示している」1県は、通常の学級と特別支援学級で「統一された様式である」としている。

(2) 保護者との話し合い等による合意形成の中で決定された合理的配慮を個別の教育支援計画に明記することが望ましいとされていますが、貴都道府県においては合理的配慮について記載できる欄をもうけた様式等を市区町村教育委員会に示していますか。

「ア 示している」は3県、「イ 示していない」は35県であり、「ウ 検討している」は9県となっている。

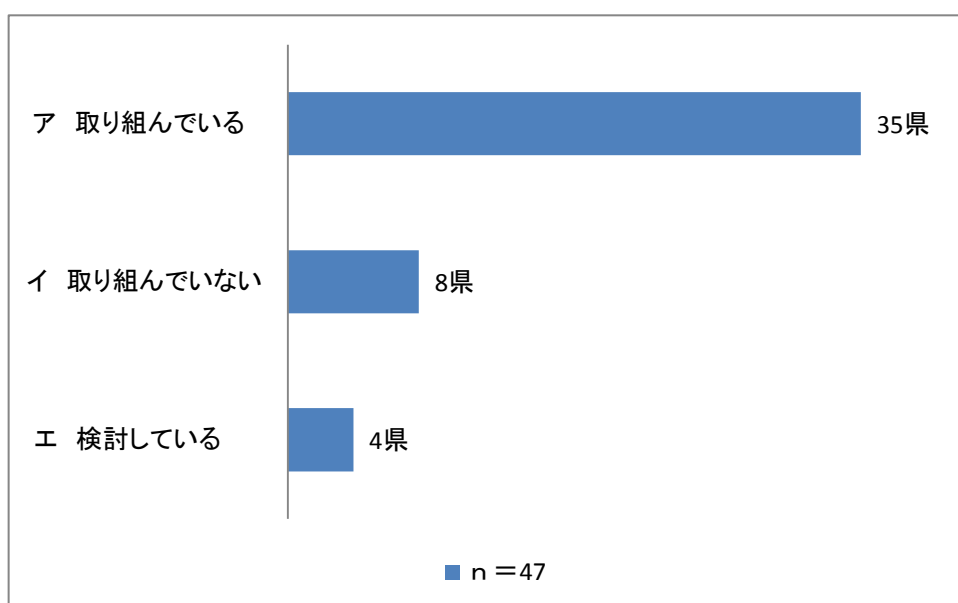
【合理的配慮について記載できる欄をもうけた様式等の市区町村への提示状況】



(3) 貴都道府県では市区町村教育委員会に対して、合理的配慮に係る理解啓発や周知についての研修等に取り組んでいますか。

「ア 取り組んでいる」は35県、「イ 取り組んでいない」は9県となっており、「ウ 検討している」は4県となっている。

【市区町村教育委員会に対して、合理的配慮に係る理解啓発や周知についての研修等の実施状況】



(4)(3)で「ア 取り組んでいる」を選択した都道府県に伺います。実施した取組（今後、実施を予定している取組を含む）の名称と種類、取組内容を1つ御紹介ください。

取組内容は次のとおりである。

【市区町村教育委員会に対して、合理的配慮に係る理解啓発や周知についての研修等の取組内容等】

都道府県	名称	種類	内容
北海道	市町村教育委員会就学事務担当者等研修会	理解啓発	・国立特別支援教育総合研究所職員による講演など
秋田県	就学指導地区別連絡協議会の開催	周知	説明と実践発表、協議
山形県	管内市町村教委特別支援教育・教育支援担当者研修会	周知	・地区の特別支援教育について、体制整備についての説明 ・各市町の事案や課題、研修の計画に関する情報交換 ・「教育支援について」の研修
福島県	特別支援教育体制促進協議会	その他	・合理的配慮の意味することについての理解 ・「個別の教育支援計画」と合理的配慮の事例検討等
茨城県	指導主事等研究協議会	研修	・特別支援教育における法改正についての説明及び協議 ・合理的配慮についての説明及び協議
栃木県	臨時説明会の開催	周知	「合理的配慮」についての考え方等について説明
千葉県	市町村教育委員会就学事務担当者会議 インクルーシブ教育システム研修会	研修	①インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 ②合理的配慮配慮と基礎的環境整備について ③個別の教育支援計画について ④就学先決定の仕組みについて ⑤インクルーシブ教育システムについての概要版チラシ配付
東京都	個別の教育支援計画充実事業	事例集、リーフレット配布	都教育委員会では、平成23年度から個別の教育支援計画充実事業として、個別の教育支援計画の新たな書式として「学校生活支援シート」と「学校生活支援ファイル」を開発し、その活用方法について、小学校、中学校及び特別支援学校で試行・検証を行った 平成26年3月には、本事業の報告書として、「これからの個別の教育支援計画」を都内公立学校教員全員に配布した

都道府県	名称	種類	内容
神奈川県	全県指導主事会議 特別支援教育部会	事例集、リーフレット配布	理解啓発にむけた資料（事例集、リーフレット）を配布するとともに特別支援教育担当指導主事を対象としたグループ協議を実施
新潟県	教育支援研究協議会	理解啓発	平成24年7月の中教審分科会報告の合理的配慮の捉え方や特総研のデータベースを紹介している
福井県	福井県障害児就学事務担当者協議会	研修	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課課長補佐による講演会（テーマ「特別支援教育における基礎的環境整備と合理的配慮について」）を実施した
山梨県	「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする子どものための授業支援ガイドブック」発行	事例集、リーフレット配布	リーフレットを作成し、その中に「合理的配慮」に係る内容を盛り込み、県内に配布した 研修等でも、リーフレットを使って周知を行っている
長野県	市町村教育支援体制整備研修会	研修	市町村教育委員会及び教育支援委員会の関係者を対象に、教育支援（就学相談）に関する研修を行う中で合理的配慮についても扱っていく
静岡県	就学支援地方研究協議会	理解啓発	・市町教委の就学担当者に対して、就学先決定の流れや学校教育法施行令第22条の3の解釈、障害の程度の判断の演習を行っている ・平成25年10月に示された「教育支援資料」の活用促進を図るため、具体的活用法を助言する
愛知県	市町村特別支援教育推進者資質向上研修	研修	合理的配慮の定義や観点及び具体例について説明した
三重県	全体指導主事会議	その他	市町等教育委員会の指導主事に対して、特別支援教育にかかる経緯（法改正など）の説明において、合理的配慮についての説明を行った
滋賀県	汗かき知恵だし事業（希望する市町へ県の指導主事を派遣）	理解啓発	就学相談・就学指導担当者や幼小中学校等の教員を対象として、合理的配慮も含めた障害児の就学に関する一次相談と情報提供を行っている
京都府	市町村就学指導・教育相談連絡会	研修	就学相談や教育相談の取組の在り方の説明に合わせて合理的配慮についても理解啓発を行っている
大阪府	文部科学省委託「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」の実施	その他	小・中学校の支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の計画的・組織的な実施についての実践研究を行い、これらの交流及び共同学習における「合理的配慮」の提供について実践事例を蓄積する

都道府県	名 称	種 類	内 容
兵庫県	文部科学省委託事業「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」等成果報告会	研修	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の実践事例発表 ・学識経験者による合理的配慮の提供にかかる講義及び指導助言
和歌山県	早期からの教育相談・支援体制構築事業における特別支援教育啓発セミナー	理解啓発	<p>障害のある子供の保護者、教職員及び県民に対し、特別支援教育についての理解を図るとともに、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導や支援の在り方を啓発する目的で実施</p> <p>今年度は、「障害のある児童生徒に対する合理的配慮としての支援技術」をテーマに開催予定</p>
岡山県	平成25年度就学指導等連絡協議会	周知	インクルーシブ教育システム構築のための説明(文科省)
広島県	就学相談支援研究協議会	研修	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の定義（講義） ・合理的配慮の例示（講義） ・架空のケースから合理的配慮の検討（演習）
山口県	市町教委担当者及び特別支援学校教育相談担当者会議	周知	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」をもとに国の動向について周知
徳島県	市町村の就学に係る事務担当者研修会	研修	市町村教育委員会の就学事務担当者会の際に、「合理的配慮」を含めた特別支援教育の推進に関することについて、理解を進めた
愛媛県	インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）事業	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地校交流における合理的配慮についての検討 ・計画的・組織的な交流及び共同学習の在り方や実施方法等についての協議
高知県	就学指導高知県研究協議会	周知	市町村就学指導事務担当者と特別支援学校の教育推進担当者に対して、インクルーシブ教育及び合理的配慮について、情報提供を行った
福岡県	平成26年度福岡県（学校組合立）小・中学校校長特別支援教育研修会及び福岡県就学相談・支援担当者研究協議会	研修	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「特別支援教育行政の現状と課題」文部科学省特別支援教育企画官 ・講話「障害のある子どもの教育支援について」義務教育課主幹指導主事 <p>これらの講演や講話の中で、合理的配慮の考え方について説明した</p>

都道府県	名称	種類	内容
佐賀県	就学事務及び就学相談・支援担当者会	周知	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」及び「教育支援資料」を用いての研修
長崎県	特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修会	研修	合理的配慮についての理解を図り、事例等を挙げて、研修を行った
熊本県	管理職研修	研修	教育事務所ごとに開催する管理職研修において、合理的配慮に係る理解啓発や周知を図るための講話や演習を実施
大分県	合理的配慮基礎研修会	研修	・「障害者の権利に関する条約」及び合理的配慮について（行政説明） ・学校に求められる合理的配慮の例示（講演）
宮崎県	市町村就学指導研究協議会	研修	説明① 学校教育法施行令の一部改正に伴う就学相談及び教育相談の在り方（文部科学省） 説明② 「支援をつなぐ」エリアサポート構築事業及び体制強化事業について 説明③ 本県における就学相談及び教育相談上の現状と課題について 協議（分科会） A：就学・教育相談部会 B：特別支援教育推進部会
鹿児島県	県就学相談・支援担当者研究協議会の開催	研修	障害のある幼児児童生徒の教育や保育，就学相談・就学先決定などに関わっている者（市町村教育委員会指導主事、幼・保、小中学校、特別支援学校の管理職等）を対象とした研究協議会において、インクルーシブ教育システム、合理的配慮、基礎的環境整備の考え方等について、周知を図る
沖縄県	特別支援教育管理職研修会（校長・教頭）： 悉皆研修	研修	5月に県内6地域において小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長を対象に悉皆研修を実施 事例発表、行政説明をふまえた、インクルーシブ教育システムの構築及び合理的配慮にかかる理解啓発及び具体的な整備に向けた情報提供を図った併せて、6月には、教頭を対象に実施した

（５）個別の教育支援計画や個別の指導計画のほかに、保護者を含めた関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を図れるような、都道府県独自の取組を行っていただければ、その名称、内容を1つ御紹介ください。

取組の内容は次のとおりである。

【保護者を含めた関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を図れるよ

うな取組内容】

都道府県	名 称	内 容
山形県	「やまがたサポートファイル（初版）～すこやかな生活のために～」	発達障がい児等やその家族のニーズに応える支援が一貫して行われるよう、幼児期から青年期にかけて各ライフステージを通して、必要な情報共有や引継ぎが行われるように、情報共有ツールとなるファイル 1 フェイスシート、2 支援・診察の履歴、3 現在の様子が各シートになっており、保護者の負担にならないように加除式、選択肢およびチェック項目になっている その他、検査結果等をファイリングして使用するもの *初年度なので、試行の段階である
栃木県	障害のある子供の就学に関する保護者向けリーフレットの作成・配布	市町村教育委員会や幼稚園・保育所及び就学前の保護者の相談を受ける関係機関等へ送付し、障害のある子供をもつ保護者に対して必要に応じて配布してもらうようにしている
千葉県	ライフサポートファイルの作成・活用 早期相談支援に係るサイトの作成立案	・市町村教育委員会に対し、ライフサポートファイルの作成・活用の意義を周知し、作成を依頼している ・就学前の保護者を対象とした、早期相談支援に関わるサイトを作成する予定
東京都	就学支援計画	乳幼児期の段階の「個別の支援計画」の一部をなすものとし、障害のある児童・生徒等一人一人の適切な就学や主学後の教育内容・方法の充実を図るため、区市町村教育委員会及び幼稚園・保育所等の教職員や療育機関等の職員が、保護者とともに作成するものである
山梨県	保護者や関係者に向けた「相談支援ファイル」の活用の促進	モデル事業に取り組んだ際に作成した保護者のための「相談支援ファイル」をHPに掲載し、活用を進めている
岐阜県	「これからの特別支援教育（啓発リーフレット）」の作成・配布（予定）	就学先決定の仕組みや多様な教育的ニーズに対応する教育システムに関する保護者への情報提供
愛知県	市町村就学相談支援事業	教育支援に関わる手引きやリーフレットを作成している
三重県	早期からの一貫した教育支援体制整備事業	発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテ推進強化市町を指定し、支援体制の整備を進める
滋賀県	県民フォーラムの開催	県民等を対象としたフォーラムを開催予定 基調講演やパネルディスカッション等により、共生社会の形成に向けて、ともに学ぶインクルーシブ教育システムについて考えるものとする

都道府県	名 称	内 容
京都府	移行支援シート	移行支援をスムーズに確実に行われるように、このシートを活用して次のライフステージへつなげるツールとして示している
愛媛県	特別支援教育理解啓発・連携推進事業「特別支援教育サマーセミナー」	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進に係る映画の上映や講演の実施 ・特別支援教育に関する行政説明
高知県	就学时引き継ぎシート、支援引き継ぎシート	校種間での支援を引き継ぐためのシートで、保護者の同意を得て学校等が作成し、次の校種へ送る（就学前→小、小→中、中→高）
福岡県	ふくおか就学サポートノート	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫した継続性のある支援をめざして、県が作成・配布した相談支援ファイルを、保護者が中心となり、学校や関係機関の協力を得ながら作成する ・保幼、小、中、高、職場等へ就学・就労する際に提出するもので、引き継ぎシートとプロフィールで構成されている
鹿児島県	移行支援シート	就学や進学等に当たって、実態と有効な支援方法などの児童生徒の情報をコンパクトにまとめ、就学（進学）前の学校から就学（進学）後の学校へ引継ぎ、受け入れ等の準備を進めるためのシート A 3 版 1 枚

特別支援学級等への人的配置等に関する取組について

- 9 貴都道府県が予算措置している特別支援教育支援員（国の財政的措置による配置は含まず、都道府県が独自に財政措置をしている支援員）の人数を空欄に記入してください。

都道府県独自で特別支援教育支援員を配置しているのは26県となっている。そのうち、常勤は1県であり、非常勤は26県となっている。常勤と非常勤の両方を配置しているのは、1県となっている。

【都道府県別独自の特別支援教育支援員の配置状況】

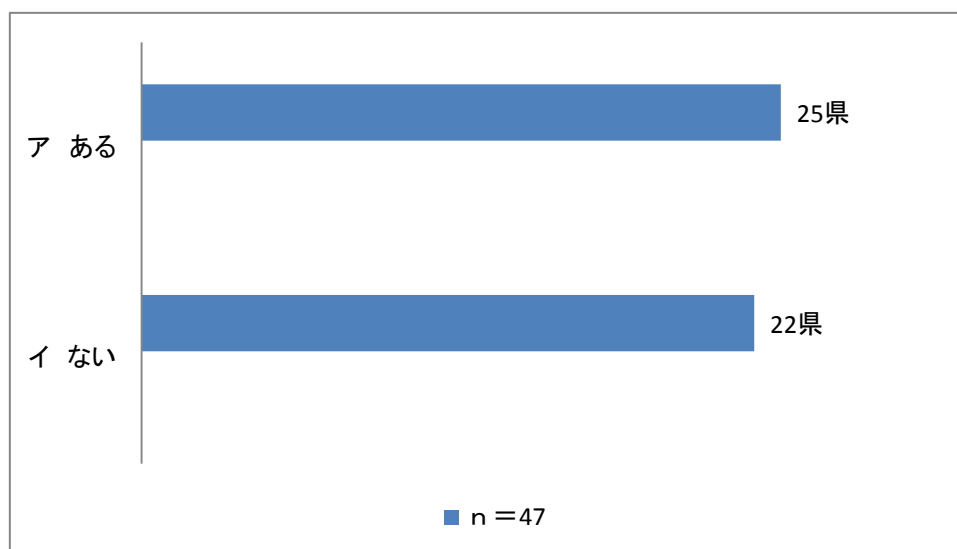
都道府県	常勤の者				非常勤の者			
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
北海道								7
岩手県								27
秋田県						31	21	
山形県								10
新潟県								5
茨城県								3
栃木県						22	9	
群馬県								2
埼玉県								16
千葉県								11
神奈川県								26
長野県								6
福井県						33	6	1
京都府								2
大阪府								130
奈良県								6
島根県			1			105	5	
広島県								17
山口県						28		7
徳島県								2
高知県						23	11	
佐賀県								4
熊本県								5
宮崎県								9
鹿児島県								3
沖縄県								22

10 特別支援教育支援員に係る施策（事業）について

(1) 特別支援教育支援員への人的配置に関する施策（事業）がありますか。

「ア ある」は25県であり、「イ ない」は22県となっている。

【特別支援教育支援員の人的施策（事業）の有無について】



(2) (1) で「ア ある」を選択した都道府県に伺います。その施策（事業）の名称、対象校種、内容を記入してください。

「ア ある」の24県の施策の内容は次のとおりである。

対象校種については、高等学校のみの県が最も多く16県となっている。

【特別支援教育支援員への人的配置に関する施策（事業）内容】

都道府県	施策名称	対象校種	内容
北海道	高等学校における特別支援教育支援員配置事業	高	教育上特別な支援を必要とする生徒に対する学習面、生活面等の支援や特別支援教育コーディネーターと連携した校内研修の講師など
岩手県	かがやきプラン推進事業	高	県立高等学校における特別支援教育の充実のため特別支援教育支援員を配置している
秋田県	学校支援員配置事業	小中	特別な支援を要する児童生徒の支援等

都道府県	施策名称	対象校種	内 容
山形県	県立高等学校特別支援教育推進事業	高	特別な支援を要する生徒が在籍する県立高等学校に対して、特別支援教育支援員を配置する 配置校は10校
栃木県	小中学校非常勤講師配置事業	小中	学校運営等が円滑に進められるよう、学校の規模の大小を問わず、緊急度、必要度の高い小学校低学年の学級や特別支援学級を含む指導困難な状況が見られる小中学校に適宜、非常勤講師を配置している
群馬県	県立高等学校等生活介助員配置事業	高	県立高等学校等に在籍する障害のある生徒の学校生活を支援するための生活介助員を配置している 肢体不自由のある生徒の衣服の着脱、移動、トイレの使用等に係る介助を行っている
埼玉県	県立高校教育環境整備支援事業	高	県立高等学校に在籍し、身体に障害のある生徒の介助を行う臨時職員を充てる 勤務時間は、一日5時間30分、週28時間以内である
千葉県	高等学校特別支援教育支援員配置事業	高	県立高等学校において、生活全般の介助を必要とする生徒への適切な支援を行うために「特別支援教育支援員」を配置している
新潟県	特別教育支援員活用事業	高	発達障害を含む特別な支援を必要とする生徒に対応するため、臨床心理士等を特別教育支援員として高校に配置し、問題行動の未然防止や早期解決を図る
福井県	発達障害児支援体制整備事業	小中	通常学級に在籍している特別な教育的支援が必要な児童生徒を支援し、個性の伸長や基礎学力の向上等の教育効果を上げるとともに、個に応じたきめ細かな教育の実現を図る
長野県	県立高等学校特別支援教育支援員配置事業	高	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害等のある児童生徒に対する学習支援及び就労支援 ・教職員及び保護者に対する研修や講演 ・校内支援体制の整備の支援 ・外部機関とのネットワーク構築における支援
静岡県	特別支援教育充実事業（国の定数活用による）	小中	学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を有し、通常の学級に在籍する児童生徒及び多人数（7、8人）の自閉症・情緒障害学級に在籍する児童生徒の学習等を計画的にサポートする非常勤講師を配置し、当該児童生徒への特別な教育的支援の充実を図る
京都府	府立高校特別支援教育支援員配置事業	高	府立高校における発達障害等がある生徒への支援体制を整備し、府立高校における特別支援教育の充実を図る ※小中学校にも同様の事業はあるが、総額裁量制の範囲内で定数を崩し非常勤として配置しており、府独自措置ではない

都道府県	施策名称	対象校種	内 容
大阪府	① 市町村医療的ケア体制整備推進事業 ② 障がいのある生徒の高校生活支援事業	小 中 高	① 地域の小・中学校において医療的ケアを必要とする児童・生徒の状況を踏まえ、看護師資格を有する介助員等を配置する市町村に対し、その経費の一部について財政的支援を行う ② 生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行うため、食事介助またはトイレ介助等の学校生活全般においてにおいて支援を行う介助員や、授業や学校行事等における教員の補助を行う学習支援員を配置する
兵庫県	高等学校等における特別支援教育支援員の配置	高	特別な支援を必要とする障害のある生徒が在籍する高等学校等への教育的支援を行うために特別支援教育支援員を配置し、生徒一人一人に応じた効果的な指導・支援のための補助活動を行う
奈良県	高等学校における特別支援教育支援員の配置事業	高	特別支援教育コーディネーター等、学校関係者との連携の下、発達障害を含む様々な障害のある生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う
島根県	特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業）	小 中	小学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対しての非常勤講師配置、及び多人数の特別支援学級に対しての非常勤講師配置
山口県	特別支援教育内容充実事業	高	・ 高等学校7校（学区に1名ずつ、計7名）に特別支援教育支援員を配置する ・ 発達障害のある生徒が、他の生徒と同様に学習活動などが行えるよう、支援が必要な場面において直接的な支援を行う ・ 要請に応じて学区内の高等学校を巡回支援する（拠点校方式）
徳島県	「ともにまなぶ」高校生活応援モデル事業	高	様々な障がいのために、特別な支援を必要とする生徒の在籍する県立高等学校に、特別支援教育支援員を配置し、生徒の能力や特性に応じた個別的な支援を行う
高知県	教育版「地域アクションプラン」推進事業	小 中	市町村独自の特色ある取組を推進する事業の中で、特別支援教育の充実を目指し、支援員を配置
佐賀県	スクールカウンセラー等配置事業	中 高	・ 肢体不自由に伴う日常生活上の介助 ・ 発達障害に伴う学習支援
熊本県	・ 高等学校における特別支援教育支援員配置事業 ・ 特別支援学校サポーター事業	高 特	・ 高等学校における生徒に対する学習・生活支援を行う支援員の配置 ・ 特別支援学校における児童生徒に対する学習・生活支援を行う支援員の配置
宮崎県	県立高等学校生活支援推進事業	高	県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように、生活支援員を配置するとともに、実施校での支援体制づくりを行う

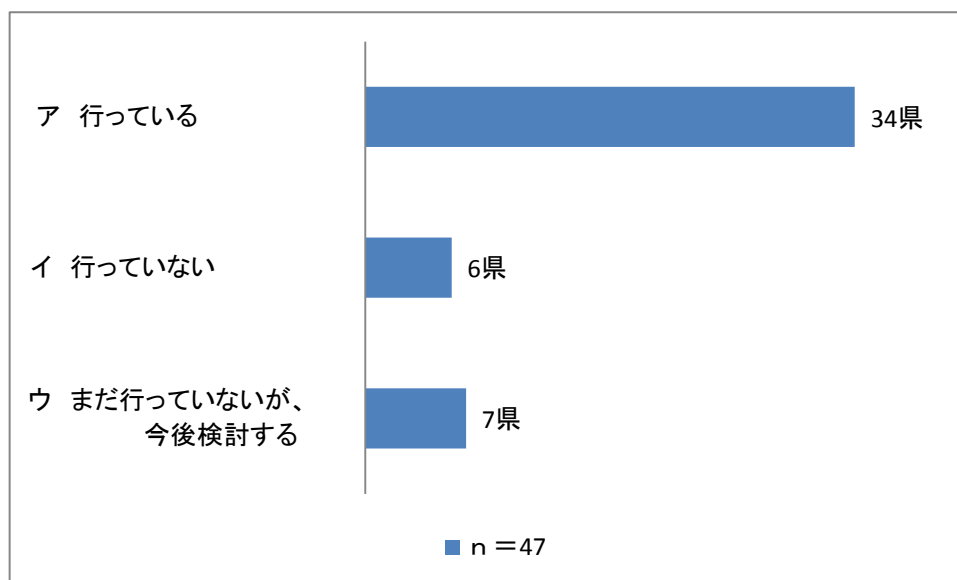
都道府県	施策名称	対象校種	内 容
鹿児島県	高等学校特別支援教育支援員の配置	高	特別支援教育支援員の支援が必要な生徒が在籍する高校の中で希望のあった高校に派遣（H26は3校に派遣）1日につき6時間30分、月に20日程度非常勤扱い
沖縄県	県立高等学校特別支援教育支援員配置事業	高	県立高等学校を対象に、障害のある生徒の生活支援や学習支援を行う特別支援教育支援員を配置する事業 校内支援体制、保護者・本人の要請、個別の教育支援計画の作成等の条件を鑑みて、支援員を配置している

専門性の向上について

1.1 (1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて、新たに管理職の認識等を深めるための研修等を行っていますか。

「ア 行っている」は34県、「イ 行っていない」は6県、「ウ まだ行っていないが、今後検討する」が7県となっている。

【管理職の認識等を深めるための研修等の実施状況】



(2) (1) で「ア 行っている」を選択した都道府県に伺います。

研修の名称、対象校種、内容を御紹介ください。

研修の内容は次のとおりである。

全校種対象の研修会を実施しているのは17県、小・中学校対象は15県、高等学校、特別支援学校対象が11県となっている。

【管理職対象の研修の内容（全校種）】

都道府県	名 称	内 容
茨城県	特別支援教育 管理職研修会	特別支援教育に関する理解を深めるため、新任の公立幼稚園長、小・中学校長、高等学校長等を対象に、特別支援学校において授業参観、研究協議及び給食体験等を実施する
群馬県	新任教頭研修	特別支援教育における管理職の役割
千葉県	インクルーシブ教育システム研修会	主に次の内容について講義・演習を実施した ①インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 ②合理的配慮についての演習 ③各種法令の再確認 ④就学先決定の仕組み ⑤個別の教育支援計画作成
神奈川県	新任校長研修講座	講義・演習「支援教育の推進」 支援教育について理解を深め、校内支援体制の確立及び推進に向けた校長としての役割を明確にする
	新任教頭研修講座	講義・演習「支援教育の推進」 支援教育について理解を深め、支援体制の確立及び支援教育を推進する能力を身に付ける
山梨県	特別支援教育 管理職研修	1回目 発達障害に関する理解【発達障害者支援センター所長（医師）による講義】 2回目 特別支援教育の実際【事例発表と管理職の役割についての講義】
静岡県	新任管理職研修	インクルーシブ教育システムの構築に向けた基本的事項 例：関係法令・合理的配慮の考え方・基礎的環境整備等
滋賀県	新任教頭研修	特別支援教育の推進とそのマネジメント（講義・演習・研究協議）
	管理職研修 （希望研修）	特別支援教育の推進とそのマネジメント（講義・演習・研究協議）※新任教頭研修と合同開催
京都府	管理職特別支援教育講座	特別支援教育を基盤とした校内システムを機能させる事に不可欠な管理職としてのマネジメント力向上
和歌山県	特別支援教育の基礎・基本研修	本県の公立学校において、幼児児童生徒一人一人の実態に対応した適切な指導及び必要な支援が組織的・継続的に行えるよう、全ての教員対象に発達障害の特性や支援方法等、特別支援教育の基礎・基本の知識及び技能を習得するための研修として実施 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、管理職を含む全ての教員の実践的指導力の向上を図る
岡山県	校長全員研修会	インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実
	副校長・教頭 全員研修会	インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実
愛媛県	特別支援教育教職員資質向上事業「管理職のための特別支援教育リーダーセミナー」	・大学教授等の学識経験者による講演 ・シンポジウム 等

都道府県	名 称	内 容
高知県	教頭研修ステージⅠ	発達障害と二次障害について、講演による研修の実施
	新任用校長研修	特別支援教育の視点からの学校づくりについて、講演による研修の実施
佐賀県	特別支援教育管理職研修	障害のある児童生徒等の支援に係る施策や具体的な支援のあり方及び校内支援体制の構築について
熊本県	管理職研修	すべての管理職を対象とした特別支援教育に係る研修を実施 国や県の動向説明において、インクルーシブ教育システム構築に向けた理解啓発と支援充実に関して周知を図っている
	特別支援教育セミナー	すべての校種の教員等を対象とした同セミナーを教育事務所ごとに実施 例年のべ3,000人ほどの受講があり、インクルーシブ教育システム構築に向けた理解啓発とともに指導力向上のための研修内容を実施している
宮崎県	宮崎県公立学校長会	インクルーシブ教育システムの構築をめぐる現在の国の動きを説明
鹿児島県	新任校長研修会	インクルーシブ教育システムの構築に向けての国の動向等を踏まえた特別支援教育の在り方について、具体的な事案を含めた研修を行い、より認識を深める
	新任教頭研修会	インクルーシブ教育システムの構築に向けての国の動向等を踏まえた特別支援教育の在り方について、具体的な事案を含めた研修を行い、より認識を深める
沖縄県	特別支援教育管理職研修会	インクルーシブ教育システムの構築及び合理的配慮にかかる体制整備の理解と具体的な対応法についての研修内容。県内の先進事例を発表する工夫を図った校長、教頭・副校長を対象

【管理職対象の研修の内容（小・中学校）】

都道府県	名 称	内 容
北海道	特別支援学級設置校管理職研修会	・特別支援学級の機能を活用した学校経営の在り方 ・特別支援学級の機能を活用した学校経営の実際 ・特別支援教育を推進するための校内体制の在り方
宮城県	小・中新任校長研修会	特別支援教育に関する国や県の最新情報の提供や教育現場の課題認識を図る
山形県	新規採用校長研修	特別支援学校、特別支援学級の状況、特別支援教育の視点を生かした学校経営のあり方について説明を行った
福島県	特別支援学校就学指導協議会	・特別支援教育の動向 ・就学相談、支援のあり方 ・合理的配慮の提供 等
栃木県	公立小・中学校校長連絡会議	学校教育法施行令の一部改正の伴う就学先決定の仕組みの変更等について
	公立小・中学校教頭連絡会議	学校教育法施行令の一部改正の伴う就学先決定の仕組みの変更等について

都道府県	名 称	内 容
埼玉県	特別支援学級等設置小中学校校長研究協議会	インクルーシブ教育に関する認識、マネジメント力、リーダーシップの発揮に資する研修を行っている
	埼玉県特別支援学級等設置小中学校初任校長研修会	インクルーシブ教育に関する国等の動向や取組事例を伝えている
長野県	義務新任校長研修会	就学相談をめぐる動向
三重県	管理職セミナー	特別支援教育の推進についてインクルーシブ教育システムの構築について学校教育法施行令の一部改正について
兵庫県	阪神地区管内研修会（校長・教頭）	兵庫県における特別支援教育の現状と今後の推進方策～インクルーシブ教育システムの構築に向けて～
奈良県	公立小・中学校管理職のための特別支援教育研修	特別支援教育の推進と学校園経営についてこれからの特別支援教育の方向性について
鳥取県	管理職特別支援教育研修（小・中）	<ul style="list-style-type: none"> ・全公立小中学校管理職を対象 2講座を開催し、いずれかの講座に各校1名以上が必ず参加 ・講義①「地域で進める特別支援教育」 ・講義②「特別支援学級担任の専門性向上及び校内体制の整備の推進」
山口県	小・中学校新任管理職研修会	発達障害等の児童生徒への支援についての体験や日常の教育実践を踏まえた研究協議等、小・中学校の新任管理職を対象に特別支援教育の推進に関する研修会
	地域別小・中学校長会	地域別に行われる小・中学校長会において、特別支援教育の推進に関する所管説明を行う
徳島県	学校リーダー研修（小・中：特別支援教育）	県教育委員会特別支援教育課から「特別支援教育の動向」について説明する時間を設け、「インクルーシブ教育システム構築」に関して法令の整備状況及び合理的配慮の在り方等について話をした
愛媛県	特別支援教育教職員資質向上事業「特別支援学級設置学校長管内別研究協議会」	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会講話 ・全国特別支援学級設置学校長協会全国研究協議会参加報告 ・研究協議 等
福岡県	福岡県（学校組合）立小・中学校校長特別支援教育研修会、副校長・教頭特別支援教育研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・講演、講話を通して、インクルーシブ教育システムや、システム構築のための事業について説明をしている ※校長対象と副校長・教頭対象の研修会を隔年で実施している

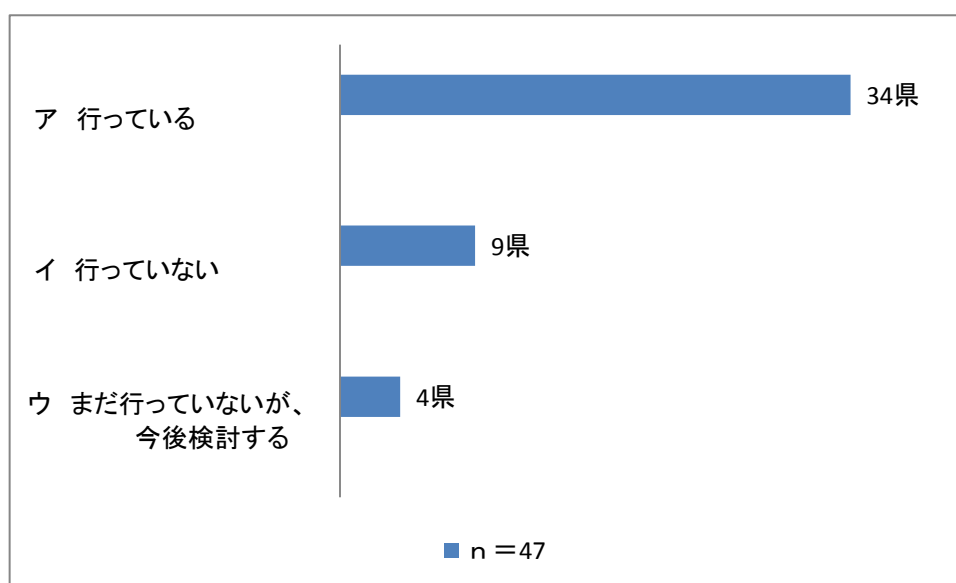
【管理職対象の研修の内容（高等学校〔中等教育学校後期課程を含む〕・特別支援学校）】

都道府県	名称	内容
宮城県	高等学校・特別支援学校新任校長研修会	特別支援教育に関する国や県の最新情報の提供や教育現場の課題認識を図る
山形県	県立特別支援学校校長会	学校教育法施行令の一部改正について、平成25年7月16日文部科学省臨時説明会を受けて、平成25年8月に校長会で説明を行った
新潟県	新潟県特別支援学校校長会特別委員会	特別支援学校校長会で設置した特別委員会に、県の指導主事が入り研修を進めている
福井県	県立学校校長会（特別支援学校部会）	県立特別支援学校校長を対象として「交流及び共同学習」についての各学校の現状と課題について意見交換を行った
長野県	高等学校新任校長研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の現状と課題 ・本県の就学に関する現状と課題 ・校内就学指導委員会に求められる新たな機能
三重県	県立校長会総会	高等学校における特別支援教育の推進について 発達障がい支援員の活用について
大阪府	府立学校校長研修	今日的な教育課題を踏まえ、学校経営全般にわたる管理職（校長・准校長）として専門的資質の向上を図る 大阪府の教育の現状と課題 大阪府の人権教育の現状 支援教育等
	府立学校教頭研修	今日的な教育課題をふまえ、学校経営全般にわたる管理職（教頭）として専門的資質の向上を図ることを目的とする ①大阪府の教育課題 ②大阪の支援教育等
兵庫県	県立学校教頭会	兵庫県における特別支援教育の現状と今後の推進方策～インクルーシブ教育システムの構築に向けて～
鳥取県	管理職特別支援教育研修（高）	<ul style="list-style-type: none"> ・全県立高等学校管理職を対象とし、各校1名以上の参加を必須とした ・講義「高等学校における発達障害のある生徒への支援について」
徳島県	学校リーダー研修（高・特：特別支援教育）	県教育委員会特別支援教育課から「特別支援教育の動向」について説明する時間を設け、「インクルーシブ教育システム構築」に関して法令の整備状況及び合理的配慮の在り方等について話をした
福岡県	県立学校校長会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育関係事項の説明を通して、インクルーシブ教育システムや高等学校等における課題、特別支援教育推進にかかわる事業について説明している ※県立特別支援学校の管理職を含む

1 2 (1) インクルーシブ教育システムの構築に向け、新たに通常の学級の担任を対象とした特別支援教育への理解を深めるための研修を行っていますか。

「ア 行っている」が34県、「イ 行っていない」が9県であり、「ウ まだ行っていないが、今後検討する」が4県となっている。

【通常の学級の担任を対象とした特別支援教育への理解を深めるための研修の実施状況】



(2) (1) で「ア 行っている」を選択した都道府県が行っている研修について伺います。研修の名称、研修参加対象者、特徴を記入してください。

研修の内容は次のとおりである。

【インクルーシブ教育システムの構築に向け、新たに通常の学級の担任を対象とした特別支援教育への理解を深めるための研修内容】

都道府県	名称	対象校種	特徴
北海道	発達障がい支援モデル事業	幼小中	<ul style="list-style-type: none"> モデル校における校内研修 モデル校合同研究協議会 校内研修プログラムの開発、実践資料集の作成と配布
青森県	インクルーシブ教育システム構築に係る理解啓発研修会	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> 講演及び校長会会長や親の会代表によるパネルディスカッションを実施 すべての校種の他、福祉、行政等の職員を対象
	インクルーシブ教育システム構築モデル地域推進事業理解啓発講演会	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の雇用事例に基づく、今後求められる共生社会の形成について講演 企業主や保護者等も対象
宮城県	特別支援教育早期支援研修会	幼小	子どもの特性に応じた指導と幼少連携の在り方についての事例をとおしての研修
秋田県	特別支援教育かがやきミーティング	幼小中高	特別支援教育に関する報告会、講演会、シンポジウム等を行う
山形県	山形県特別支援教育フォーラム	幼小中高	<p>県内2地区で開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の特別支援教育推進プランの説明 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官による基調講演 1地区では、「より豊かな生活を実現するためのキャリア教育」をテーマとしたパネルディスカッション 1地区では、「早期からの一貫した支援の充実」をテーマとしたパネルディスカッション
	幼稚園等教職10年経験者研修 小学校・中学校教職10年経験者研修 高等学校教職10年者研修	幼小中高	特別支援教育についての講義研修を、各校種の10年経験者研修に取り入れている
福島県	インクルーシブ教育システム構築における合理的配慮（福島県養護教育センター専門研修）	小中高	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システム構築に向けた取組に関する講義 合理的な配慮に基づくICTを活用した支援のあり方に関する講義 テレビ会議システムを授業に活かす演習

都道府県	名 称	対象 校種	特 徴
茨城県	発達障害等に関する支援研修会	小 中 高	小中高全校から1名の参加、各校において伝達講習を必須としている <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学教授等の専門家からの講演と、各校種の教員からの実践発表を実施 ・ 専門家の講演の中に、インクルーシブ教育システム構築に関する内容を盛り込んでいる
栃木県	特別支援教育コーディネーター連絡協議会	小 中 高	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の学級における発達障害のある児童生徒の指導についての講話（参加校は、自校で伝達） ・ 個別の指導計画を活用して対応がうまくいった事例について班別協議 ・ 入学後、早期に指導を開始するための指導内容等の引継ぎについての取組について班別協議
群馬県	発達障害等に係る研究協議会	小 中	実習や演習を中心として発達障害等のある児童生徒の特性や行動を体験する
	発達障害児学習支援研修講座	小 中 高	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校、高等学校等の教員を対象にした希望研修 ・ 通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への具体的な学習指導に関する研修 ・ 小学校国語科の授業における「読むこと」「書くこと」を中心とした具体的な支援の方法を学ぶ ・ 講義や協議をとおして、教科指導や学習習慣の指導に関する効果的な指導を学ぶ
埼玉県	特別支援教育担当者育成研修会	小 中	現在通常の学級の担任をしているが、今後、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担当等となる人材を育成するための研修
千葉県	インクルーシブ教育システム校内伝達研修会	幼 小 中 高	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県主催のインクルーシブ教育システムに参加した副校長・教頭が校内で伝達研修を実施する ・ 県から、パワーポイントデータを各学校に送付し、県下統一した内容で伝達研修を実施する ・ 校内で開催するので、すべての教員が対象となる ・ 12月に校内伝達研修会の実施状況調査を行う予定
神奈川県	支援の必要な子どもへの学習支援研修講座～通常の学級でユニバーサルデザインの視点をいかす～	小 中 高	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の必要な子どもを含む、どの子にとっても学びのある授業づくりに対する講義 ・ 通常の学級でユニバーサルデザインの視点をいかすための講義
	初任者研修講座	小 中 高	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「神奈川の支援教育」についての講義 ・ 「発達障害等の理解と対応」のための講義 ・ 「チームによる児童・生徒理解と対応」のための講義・演習 ・ 「子どもの人権」に関する講義

都道府県	名 称	対象校種	特 徴
新潟県	センター的機能を発揮した特別支援学校主催の研修会	幼小中高	地域の状況やニーズに応じて、県立特別支援学校が、セミナーや事例検討会を開催している
富山県	特別支援教育講座（読み書き支援コース）	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・読み書き障害に関して造詣が深い県外の大学教授の講話から学ぶ研修 ・指導の充実を図るため、ICT機器を活用した演習を中心とした研修
	特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級での経験が豊富な講師による、授業づくり、学級づくりの具体的な支援について学ぶ研修 ・受講者各自の授業実践や作成した教材を持ち寄って紹介し合い、学び合いを中心とした研修
石川県	発達障害指導力向上研修	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校の通常学級担任及び高等学校の学級担任全員が3年間で受講 ・5つのテーマから受講者のニーズに合った講座を選択して受講 ・インクルーシブ教育システムの構築について内容を盛り込む
	プレミアム研修「インクルーシブ教育システム実践研修」	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・同一市町の小中高及び特別支援学校より選ばれた4名（計20名）を対象に2年間の継続研修 ・地区内の関係機関を訪問し、情報交換及びネットワークの構築 ・地域性を生かしたインクルーシブ教育システムの構築の推進役としてチームによる実践
山梨県	幼稚園・保育所（園）における特別支援教育研修会	幼	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の幼児教育担当者を対象に障害のある子どもの就学に関する理解を深める ・幼稚園だけでなく、保育所（園）も対象としている
長野県	発達障害支援研究協議会	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・「通常の学級を基盤とした連続的教育モデル研究」の発表 ・「どの子ども『わかる・できる授業』と「校内資源の活用」についての情報共有
静岡県	10年経験者研修	小中高	学校の中核リーダーとして、各校の特別支援教育の推進役を担うことを期待して実施
滋賀県	特別支援教育課題別研修	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・全教員対象の希望研修で、毎年5つ程度のテーマを設定し、多数が受講している ・テーマに沿って著名な講師を招き、特別支援教育にかかる理解や資質の向上を目指す
京都府	特別支援教育コーディネーター講座Ⅰ（特別支援教育概論）	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに特別支援教育コーディネーターとなった担当者の必修講座 ・コーディネーター以外にも、自らの専門性を高める講座として選択受講できるようにしている ・発達障害を含む障害の基礎理論を医師を講師に企画した

都道府県	名 称	対象校種	特 徴
京都府	特別支援教育コーディネーター講座Ⅱ (校内支援体制と支援の実際)	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに特別支援教育コーディネーターとなった担当者の必修講座 ・コーディネーター以外にも、自らの専門性を高める講座として選択受講できるようにしている ・インクルーシブ教育システムの構築について解説 ・アセスメント、通常の学級での支援検討、個別の指導計画を作成する具体的な演習を行う
大阪府	① 通常の学級における発達障がい等支援事業フォーラム(仮題) ② 府立高校における支援教育推進フォーラム	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成25年度から実施している「通常の学級における発達障がい等支援事業」において開催 ① 事業実施の府内7ブロックでは、フォーラムの開催までに、各3回の地区別実践報告会を開催 ② 各校の取組についての実践報告 ② 学識経験者等による講演
	支援教育研修	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・支援教育に関する国府の動向について学ぶ研修を実施 ・一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた支援の実際に関する研修を実施
兵庫県	すべての教職員のためのインクルーシブ教育システム構築研修	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> 研修受講した特別支援教育コーディネーターが講師となって、受講内容について、校内研修を行う
奈良県	発達障害の特性理解と指導・支援研修講座	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害の特性について知識・理解を深める ・発達障害の特性に応じた指導や支援に関するスキルを身につける ・通常の学級における学級づくり
和歌山県	特別支援教育の基礎・基本研修	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に関する理解 ・発達障害の特性や支援方法の具体についての理解 ・校内支援体制や保護者、関係機関との連携に関する理解
山口県	特別支援教育専門講習会	小中	小・中学校を会場に通常の学級における特別支援教育の視点による授業研究を行う
徳島県	特別支援教育研修会「インクルーシブ教育システムの構築に向けて～合理的配慮・基礎的環境整備の実際～」	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・県外から講師を招聘し、実践事例を通して最新の動向を学ぶ ・公立幼小中高特の教員(希望者)を対象とした研修である ・一般県民への公開講座としている

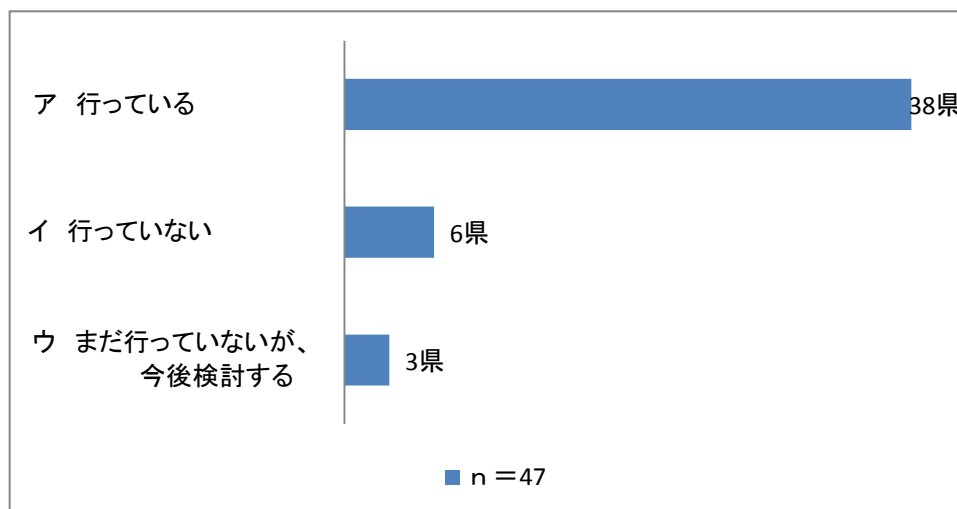
都道府県	名 称	対象校種	特 徴
愛媛県	総合教育センター課題別研修「通常の学級における特別な教育的ニーズのある子どもの理解と支援」	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じた支援方法に関する講義 ・学級運営や授業づくり等の事例による効果的な指導・支援の手だてに関する講義 ・特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に応じた支援の在り方に関する班別協議
	総合教育センター課題別研修「アセスメント」 ※各コースの設定あり	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒の実態把握に必要な心理検査の意義、目的や実施上の留意点についての理解 ・心理検査の実施方法と結果の処理方法についての理解 ・検査の結果の分析と解釈及び指導・支援への活用についての講義・演習
高知県	初任者研修	小中高	国の特別支援教育の動向について教育センターチーフによる講話
	2年次経験者研修	小中高	合理的配慮について外部講師による講話
福岡県	小・特別支援学校10年経験者研修	小	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校及び市立特別支援学校（小学部）の10年経験者への悉皆研修 ・インクルーシブ教育システムや合理的配慮、基礎的環境整備等を内容に含む
	中・特別支援学校10年経験者研修	中	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校及び市立特別支援学校（中学部）の10年経験者への悉皆研修 ・インクルーシブ教育システムや合理的配慮、基礎的環境整備等を内容に含む ・継続性のある指導・支援のために中高の連携の重要性
佐賀県	特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・新任の特別支援教育コーディネーターは悉皆、他の教職員及び特別支援教育支援員は希望による受講が可能である ・公立・私立を問わず、県内すべての幼稚園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校の教職員及び特別支援教育支援員が受講することが可能である ・外部より講師を招聘し、発達障害のある児童生徒等の支援に関する研修を4回、終日で実施する ・県内各特別支援学校において、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由に関する研修を1回ずつ、午後半日で実施する
熊本県	特別支援教育セミナー	幼小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・教育事務所ごとに実施し、のべ3,000人が受講する大規模な研修 ・保護者等にも周知を図り理解啓発の機会としている ・全体講話の他、通常の学級向け、高等学校向けの分科会を設定

都道府県	名称	対象校種	特徴
宮崎県	小学校（通常の学級）における「わかる・楽しい」授業づくり	小	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの視点を活かした授業づくり 県外講師による模擬授業
	わかると変わる！！中学校（通常の学級）のできる支援・指導	中	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの視点を活かした授業づくり 特別支援学校における自立活動の指導の紹介（自尊感情の向上） リフレーミングの視点を活かした生徒指導
鹿児島県	発達障害等のある児童生徒へのアセスメントに基づく指導・支援（チーム支援）	小中高	インクルーシブ教育システムの構築に向けての国の動向等を踏まえた説明
沖縄県	「発達障害研修」（各教育事務所開催）	幼小中高	基本的な特別支援教育の理解 発達障害の理解と対応法 インクルーシブ教育システムの構築・合理的配慮にかかる理解啓発の研修

（３）インクルーシブ教育システムの構築に向け、新たに特別支援学級及び通級指導教室を担当する教員の専門性の向上を図るための研修を行っていますか。

「ア 行っている」が38県、「イ 行っていない」が6県であり、「ウ まだ行っていないが、今後検討する」が3県となっている。

【特別支援学級及び通級指導教室を担当する教員の専門性の向上を図るための研修の実施状況】



(4)(3)で「ア 行っている」を選択した都道府県で行っている研修について伺います。研修の名称、研修参加対象者、特徴を記入してください。

研修の内容は次のとおりである。

【特別支援学級及び通級指導教室を担当する教員の専門性の向上を図るための研修内容】

都道府県	名 称	対象校種	特 徴
北海道	特別支援学級担当教員サポート体制事業	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級担当者研修会 ・特別支援学級リーダー教員研究協議会
青森県	特別支援教育教育課程研究集会	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの趣旨を踏まえた教育課程編成の在り方について説明 ・すべての設置校から最低1名は参加としている
岩手県	特別支援教育新任担当者研修講座	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・4月第1週、新学期の始まる前に、県教委主催での「スタートアップ研修」として実施 ・5～6月、教育事務所単位で、前期研修講座を実施 ・7～8月、県教委主催で、後期研修講座を実施
宮城県	通級指導新担任者研修会	小 中	特別支援教育推進に向け通級指導新担任者に期待されることに関する研修
秋田県	通級指導教室担当者連絡協議会	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室の運営や指導について研修する ・情報交換・協議等を通して、通級指導教室間の連携を深める ・通級指導教室担当者の専門性の向上を図る
山形県	特別支援学級教育課程研究協議会	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領についての説明 ・分科会での協議・情報交換
	通級による指導担当者研修会	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導の実施上の留意事項 ・情報交換、事例検討 ・「発達障がいのある児童への支援」公開講座
福島県	特別支援学級等新担当教員研修会	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに特別支援学級等の担当になった教諭対象 ・「共通研修」と「地区別研修」の2回開催 ・特別支援教育の最新の動向についての講義 ・授業づくり等についての協議
	特別支援学級担当教員研修会	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級担当の経験が通算3年目の教諭対象 ・特別支援教育の最新の動向についての講義 ・授業づくり等についての協議

都道府県	名 称	対象校種	特 徴
茨城県	新任特別支援学級・通級指導教室担当者指導力向上研修講座	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上10年未満の経験者を対象としている ・心理検査の実習やアセスメントの演習を盛り込んでいる ・3日間の日程で実施している
	特別支援教育に係る小・中学校訪問（集合指導訪問）	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級や特別支援学級・通級指導教室の授業参観、研究協議を行っている ・管理職を対象とした研修も同時に行い、各校の校内支援体制の強化を図っている
栃木県	特別支援学級等実践研修	小中	特別支援学級及び通級指導教室担当3年目のすべて教員を対象とすることへの変更
群馬県	特別支援学校・特別支援学級等新任者研修	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級での指導が未経験で、本年度初めて担当になった教員を対象とする指定研修 ・演習をとおして、個別の指導計画の作成や活用に関する知識や技能を養う ・実践発表をとおして、交流及び共同学習の理念や実施上の留意点等について学ぶ ・就学相談や進路指導に関する講義をとおして、保護者や学校間の連携について学ぶ
	特別支援教育充実研修講座	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級等に在籍する児童生徒の教育的ニーズに応える専門性向上を図る希望研修 ・講義や実践発表をとおして、特別支援学級における自立活動の指導を学ぶ ・講義や実習をとおして、田中ビネーVの実施方法や個別の指導計画への生かし方を学ぶ
埼玉県	特別支援学級新担当教員研修会	小中	初めて特別支援学級の担当になった教員の不安を解消し、資質向上を目指すための研修
	通級指導教室新担当教員研修会	小中	初めて担当になった教員の不安を解消し、資質向上を目指すための研修
千葉県	インクルーシブ教育システム校内伝達研修会	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催のインクルーシブ教育システムに参加した副校長・教頭が校内で伝達研修を実施する ・県から、パワーポイントデータを各学校に送付し、県下統一した内容で伝達研修を実施する ・校内で開催するので、すべての教員が対象となる ・12月に校内伝達研修会の実施状況調査を行う予定

都道府県	名 称	対象校種	特 徴
神奈川県	特別支援教育研修講座 1～子ども理解につながる実態把握とアセスメント～	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本的な行動観察とアセスメント」についての講義・演習 ・「言語理解・表出に関するアセスメント」についての講義・演習 ・「体の姿勢や動きに関するアセスメント」についての講義・演習
	特別支援教育研修講座 2～知的障害を伴う自閉症の理解と支援～	小中高	「知的障害を伴う自閉症児の運動発達」についての講義・演習
新潟県	新任特別支援学級担任教員研修	小中	特別支援学級の運営や個別の指導計画等の作成についての研修
	通級指導教室新任担当教員研修	小中	通級指導教室の運営や指導についての研修
富山県	特別支援教育講座（特別支援学級等実践コース）	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の社会性の発達に関する支援について造詣の深い大学教授の講話から学ぶ研修 ・個別の教育支援計画と個別の指導計画を持ち寄り、その活用について協議する
	特別支援学級等新任担当教員研修会	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教授等を講師として講話から学ぶ研修 ・先輩教員の授業の参観を通して指導の実際を学ぶ研修 ・教育課程の実際や障害に応じた指導の実際について協議する研修 ・研修担当者が受講対象者の勤務校を訪問して行う個別研修
山梨県	特別支援学級教育課程説明会	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の特別支援学級担任への行政説明として実施している ・インクルーシブ教育システム構築のための合理的配慮と指導計画作成を関連付けて説明している
	通級指導教室研究協議会	小	<ul style="list-style-type: none"> ・年間 5 回の開催 ・全ての通級指導教室担当者を対象に、就学の在り方の変更及び合理的配慮について説明 ・通級指導教室担当者の理解を深めることで地域の相談に対応できることを想定している
長野県	特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修会	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な教育的ニーズのある児童生徒の理解と学級経営 ・個別の指導計画の作成と検討 ・特別支援学校や通級指導教室における授業づくり
静岡県	学習障害等通級指導教室担当者研修	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・政令市を含む学習障害等通級指導教室担当者が一堂に会する研修 ・国立特別支援教育総合研究所より講師を招き、国の政策や先進地域の情報を提供 ・平成 25, 26 年度は特にインクルーシブ教育システムの構築についての講義を実施

都道府県	名 称	対象校種	特 徴
滋賀県	特別支援学級新担任研修および2年次研修	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成、担任の役割と取組、現地研修 ・障害特性に応じた指導の充実・授業づくり、教材開発、保護者支援 ・特別支援学級における教材・教具の工夫 ・課題レポートによる実践交流、特別支援学級担任の専門性
	通級指導教室担当研修および2年次研修	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成、担当の役割と取組、現地研修 ・WISC-III・IV知能検査の実施と解釈 ・通級指導教室における教材教具の工夫、期待されること ・特別支援教育モデル事業対象の高等学校を特別に研修対象者とした ・課題レポートによる実践交流、通級指導教室担当の専門性
京都府	通常の学級の授業づくり(ユニバーサルデザイン授業)	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・センター研究指定校及び先進都市の実践を詳細に紹介 ・取り組み始めた複数校の実践について、シンポジウム形式で交流する ・受講者が自らの学校実践に持ち帰りやすいよう研究協議を行う
	特別支援学級の学級経営(教育課程)	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の教育課程編成の基礎をおさえる ・個別の指導計画作成のポイント等学級経営につながる視点をおさえる ・特支学級担任は特別支援教育コーディネーターの役割を担う事が多く、校内支援に役立てる ・支援ファイルの活用を進める
大阪府	新任支援学級担当教員研修	小中	支援学級の教育課程、障がい種別に応じた指導等、支援教育に関する研修を実施
	通級指導担当教員研修	小中	通級指導教室の果たす役割、通級指導に必要な知識・技能、指導力の向上を図る研修を実施
兵庫県	すべての教職員のためのインクルーシブ教育システム構築研修	小中	研修受講した特別支援教育コーディネーターが講師となって、受講内容について、校内研修を行う
奈良県	小・中学校特別支援学級担任ステップアップ研修講座	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性の理解と指導 ・実態把握と個別の指導計画 ・教育課程と授業づくり
	通級指導教室の実践に学ぶ特別支援教育研修講座	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室の取組の実際 ・通常の学級と通級指導教室との連携について

都道府県	名 称	対象校種	特 徴
和歌山県	通級指導教室 担当者研修	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行令の改正に伴う新たな就学指導システムについて説明 ・学校における「合理的配慮」の観点について説明 ・通常の学級における「合理的配慮」の具体例について説明、協議
鳥取県	特別支援学級 新任担任研修 (小・中)	小 中	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級担任の役割の理解(講義) ・自立活動の意義と指導の基本の理解(講義) ・自立活動の個別の指導計画の作成(演習)
	新任通級指導 教室担当者研 修	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室の役割と実務の理解(講義) ・在籍校との連携についての協議
岡山県	特別支援学級 等新任担当教 員研修講座	小 中	特別支援学級及び通級指導教室を初めて担当する教員を対象とした研修(年3回)
山口県	特別支援教育 専門講習会	小 中	小・中学校を会場に特別支援学級や通級による指導における授業研究を行う
徳島県	特別支援学級 担任者研修会	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・経験年数及び学級種別でグループ編成をして研修を行っている ・「インクルーシブ教育システム構築」について説明する時間を設け、法の整備状況及び合理的配慮の在り方等について話をした
	通級指導教室 担当者研修会	小	「インクルーシブ教育システム構築」について説明する時間を設け、法の整備状況及び合理的配慮の在り方等について話をした
香川県	通級指導教室 担当教員協議 会	小	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観や実践発表をとおして指導力向上を図る ・運営面、指導面の取組を情報交換や協議をすることによって、課題の共有を図る
愛媛県	特別支援教育 教職員資質向 上事業「特別支 援学級担任者 等研修会・特別 支援教育学校 訪問」	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級等の授業参観及び授業研究 ・事前研究に基づいた研究協議
	特別支援教育 教職員資質向 上事業「通級に よる指導担当 教員研修会」	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会及び学識経験者による講義 ・通級による指導の成果や課題、一人一人の特性に応じた指導内容等に関する班別協議

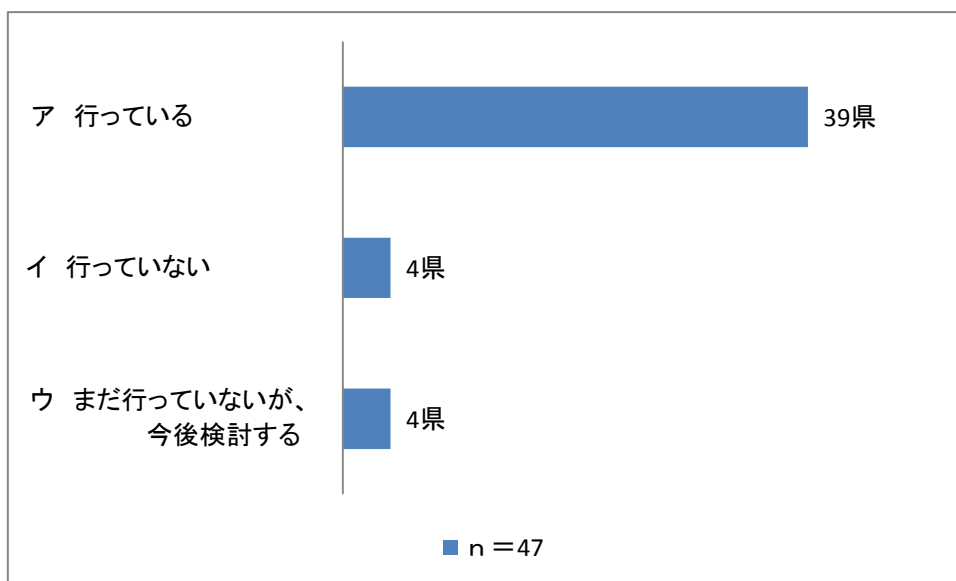
都道府県	名 称	対象校種	特 徴
高知県	通級による指導担当教員研修	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度担当教員全員を対象に実施（平成26年度～） ・講義形式 インクルーシブ教育に係る国内外の動向と合理的配慮
	新任特別支援学級担任研修	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて特別支援学級を担任する教員が対象及び担当する障害種を初めて担任する教員 ・特別支援学級の教育課程及び個別の指導計画の作成の仕方 ・特別支援学級の授業の在り方 ・特別支援学校での実施研修
福岡県	特別支援学級新任担当教員研修会	小中	インクルーシブ教育システムの構築に向けた、近年の特別支援教育の動向についての講話
	通級による指導新任担当教員研修会	小中	インクルーシブ教育システムの構築に向けた、近年の特別支援教育の動向についての講話
佐賀県	特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・新任の特別支援教育コーディネーターは悉皆、他の教職員及び特別支援教育支援員は希望による受講が可能である ・公立・私立を問わず、県内すべての幼稚園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校の教職員及び特別支援教育支援員が受講することが可能である ・外部より講師を招聘し、発達障害のある児童生徒の支援に関する研修を4回、終日で実施する ・県内各特別支援学校において、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由に関する研修を1回ずつ、午後半日で実施する
長崎県	特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修会	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から27年度までに特別支援学級、通級指導教室の全担当者の研修会を行う ・特別支援教育の現状と課題について講義 ・児童生徒の実態把握について講義、協議 ・教育課程の編成について演習
	特別支援教育推進リーダー研修会	小中	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町から小学校1名、中学校1名ずつ推薦された者に対する研修会 ・特別支援教育の現状と課題について講義 ・特別支援学級の授業研究における指導助言の在り方について演習

都道府県	名 称	対象 校種	特 徴
熊本県	特別支援学級等新任担当者説明会	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・県下3カ所で実施し、研修効果が高まるよう人数の平準化を図っている ・担当する学級等のニーズに応じるため障がい種ごとの研修内容を実施 ・講師にはベテランの特別支援学級担任を充てるなど実践に役立つ内容を精選
	特別支援教育基礎講座	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校が地域のセンター的役割を發揮し、各特別支援学校を会場にして実施 ・前述の特別支援学級等新任担当者説明会での内容と系統性を図り、より実践的な内容を実施
宮崎県	通級指導担当者専門性向上研修	小 中	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導担当者（指導経験1年～3年）のための研修 ・指導経験が豊富な県内教師による実践発表・演習 ・指導経験が豊富な県外教師による講義
	めざせ！特別支援学級における授業力向上～自立活動を中心に～	小 中	参加者による模擬授業
鹿児島県	特別支援学級等新任担当教員研修会（特別支援学級担任対象）	小 中	インクルーシブ教育システムの構築に向けての国の動向等を踏まえた説明
	特別支援学級等新任担当教員研修会（通級指導教室担当者対象）	小 中	インクルーシブ教育システムの構築に向けての国の動向等を踏まえた説明
沖縄県	特別支援学級・通級指導教室担当者研修（悉皆研修）	小 中	教育課程の基本的知識の習得 障害特性を踏まえた授業作り、合理的配慮の具体的な情報共有と演習

1.3 (1) インクルーシブ教育システムの構築に向け、新たに特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る取組（研修等）を行っていますか。

「ア 行っている」が39県、「イ 行っていない」が4県であり、「ウ まだ行っていないが、今後検討する」が4県となっている。

【特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る取組の実施状況】



(2) (1) で「ア 行っている」を選択した都道府県に伺います。

研修の名称、校種、特徴を1つ御紹介ください。

取組の内容は次のとおりである。

【特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る取組（研修等）の内容】

都道府県	名称	対象校種	特徴
北海道	特別支援教育コーディネーター研修会	小中	コーディネーターの役割、個別の教育支援計画の活用等の講義・演習
青森県	特別支援教育コーディネーター研修講座	小中高特	新任の特別支援教育コーディネーターの受講を必修としている

都道府県	名 称	対象校種	特 徴
岩手県	小中学校及び特別支援学校特別支援教育コーディネーター研修	小中特	<ul style="list-style-type: none"> 各教育事務所単位に推薦された小中学校コーディネーターと特別支援学校コーディネーターが、共に、コーディネーターの役割等について研修を深めるもの 県内4地区で開催予定の特別支援学校を中心とした特別支援教育コーディネーター連絡会に先がけ実施するもの 地域の特別支援教育の課題について、今後連携を深めることを目的とする
宮城県	特別支援教育コーディネーター研習会	小中特	専門家の講義や課題を持ち寄っての研究協議
秋田県	上級コーディネーター養成研修会	小特	<ul style="list-style-type: none"> 年間4期にわたる研修の実施 専門性と実践力をもつ人材を養成し自校解決力と校内支援体制の強化を図る 各地域における特別支援教育の充実を図る
山形県	高校コーディネーター研修会	高	<ul style="list-style-type: none"> 1回目が初任者を対象とした基礎研修 2回目がホワイトボードを利用した事例検討会
福島県	小・中学校特別支援教育コーディネーター研修会	小中	<ul style="list-style-type: none"> 地区別に開催 教育事務所指導主事の出席 特別支援教育の最新の動向を踏まえた講義 事例検討
茨城県	特別支援教育コーディネーター専門性向上研修会	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> 幼小中高の特別支援教育コーディネーターから推薦を受けた各5名、特別支援学校から各1名参加 大学教授等の専門家からの講義の中に、インクルーシブ教育システム構築に関する内容を盛り込んでいる 福祉や労働等の関係機関からの講義を実施し、関係機関との連携を図っている 市町村の取組について、実践事例発表や講義を盛り込んでいる
栃木県	特別支援教育コーディネーター連絡協議会	小中高特	特別支援教育コーディネーターの役割についての講話
群馬県	特別支援教育コーディネーター研修会、公立高等学校等特別支援教育コーディネーター研究協議会、専門アドバイザー連携協議会	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校特別支援教育コーディネーターについては経験年数2年未満と2年以上で分けて内容を工夫して研修している 高等学校等における生徒の実態把握や校内支援体制の整備に係る協議 特別支援学校専門アドバイザー(特別支援教育コーディネーター)による事例検討や連携に係る協議

都道府県	名 称	対象校種	特 徴
埼玉県	特別支援教育コーディネーター研修会	小中高特	小中学校、高等学校、特別支援学校という学校ごとに研修会を設け、それぞれの実態に即した内容で研修を行っている
千葉県	インクルーシブ教育システム校内伝達研修会	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催のインクルーシブ教育システムに参加した副校長・教頭が校内で伝達研修を実施する ・県から、パワーポイントデータを各学校に送付し、県下統一した内容で伝達研修を実施する ・校内で開催するので、すべての教員が対象となる ・12月に校内伝達研修会の実施状況調査を行う
神奈川県	教育相談コーディネーター養成研修講座	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育相談の現状と課題」についての講義 ・「学校のコンサルテーションの基礎と援助シートを活用したケース会議」についての講義・演習 ・「校内支援体制と教育相談コーディネーターとしての取組」についての実践報告 ・「保護者理解と対応」についての講義・演習・「チーム支援について考える～ケース会議に向けて～」についての講義・協議
新潟県	特別支援教育コーディネーター専門講座	小中高特	特別支援教育コーディネーターの担当業務やコンサルテーションに関する研修
富山県	基礎と実践を学ぶ特別支援教育コーディネーター研修会	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教授等を講師として、講話から学ぶ研修 ・各学校での支援を通じた事例から学び合う研修
石川県	特別支援教育コーディネーター担当者研修	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師による講義と演習 インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮に関する演習 ・事例検討
福井県	福井県特別支援学校「センター的機能推進研究協議会」	特	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級や通級指導への支援について実践事例をグループ協議し、現状や課題を整理する ・県外講師による講義「インクルーシブ教育推進に向けた特別支援学校の役割」
山梨県	特別支援教育コーディネーター研究協議会	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、高等学校の校種に分けて開催している ・小中学校、高等学校の研究協議会に特別支援学校のコーディネーターも参加している ・特別支援学校のコーディネーターについては、別枠で、センター的機能の強化を図るための専門性向上事業を実施しており、この事業の中でもインクルーシブ教育システムに関する詳しい説明を行っている

都道府県	名 称	対象校種	特 徴
長野県	特別支援教育コーディネーター養成研修	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児の理解と支援 ・特別支援教育コーディネーターの役割 ・個別の指導計画の作成と活用
静岡県	特別支援教育チーフ・コーディネーター研修	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特別支援教育推進の核となるコーディネーターに対する研修 ・小中高特別支援学校コーディネーターが一堂に会し、地域での連携を強める方策を練る研修 ・年3回実施・全県の市町教育委員会、市健康福祉部が集まる特別支援体制整備研究協議会に参加 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けてコーディネーターの果たす役割として講義を実施
三重県	高等学校特別支援教育コーディネーター等連絡会	高特	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター等の役割と校内体制の構築を図る ・実践報告会をとおして、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用の促進を図る ・特別支援学校のセンター的機能の紹介を行う ・情報交換会をとおして、特別支援教育の理解啓発を図る
滋賀県	特別支援教育推進リーダー研修	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した校種間連携、地域のリーダーとしての役割 ・校内体制・校種間連携・機関連携・個別の教育支援計画と関係機関との連携、課題レポートによる実践交流 ・特別支援教育のさらなる推進に向けて、研究協議
京都府	アセスメント講座	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> ・各校内での授業、学習支援に役立てる視点を学ぶ ・子どもの特性を適切に理解する方法としてMSPAの活用方法を学ぶ
大阪府	支援教育コーディネーター応用研修	小中高特	支援教育コーディネーターに必要とされる実践力及び専門性の向上を図るための研修を実施
兵庫県	すべての教職員のためのインクルーシブ教育システム構築研修	小中高特	インクルーシブ教育システム構築に関する動向、合理的配慮と基礎的環境整備の関係等、受講後、校内研修の講師となって、すべての教職員への研修を実施する
奈良県	① 高等学校特別支援教育コーディネーター研修講座 ② 「WISC-IV知能検査」の理解と活用研修講座	小中高特	<p>① 高等学校における特別支援教育の在り方、ケース会議の在り方、県内高等学校における特別支援教育の取組、関係機関との連携</p> <p>② 「WISC-IV知能検査」結果からのアセスメント</p> <p>注：上記対象者 ①については高等学校のみ、②については全校種</p>

都道府県	名 称	対象校種	特 徴
鳥取県	特別支援教育主任研修（小・中・高）	小中高	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25～27 年度の 3 カ年、県教育センターの職務研修（悉皆研修）として実施 特別支援教育主任の役割・実務を理解し、実践する資質向上を図ることを目的とする 平成 26 年度：講義「校内支援体制の充実」、テーマ別校種別協議「校内支援体制の整備」
岡山県	新任特別支援教育コーディネーター研修講座	中高特	<ul style="list-style-type: none"> 実態把握 校内支援体制の構築 校内資源を活用した学びの場
山口県	校内コーディネーター研修会 （本県では、各学校の特別支援教育コーディネーターを「校内コーディネーター」と呼称）	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> 公立全幼小中高特のコーディネーターを対象とした悉皆研修 地域の幼小中高校が集まり、校内体制の充実や支援の継続等について、協議や情報交換を行う 各校内コーディネーターは校内での復伝研修を実施する
香川県	特別支援教育コーディネーター協議会	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> 専門家チームによる講義や演習をとおして、専門性の向上を図る 校種別、地域別に情報交換や協議を行うことで、課題の共有を図る
愛媛県	特別支援教育教職員資質向上事業「特別支援教育コーディネーター研修会」	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> 校内支援体制の在り方、特別支援教育コーディネーターの役割に関する講義 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成・活用に関する講義及び演習 学識経験者による講義
高知県	発達障害等のあるこどもの支援に生かすツール（つながるノート）等に関する研修会	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの授業づくりについて、大学教員による講話による研修 校内委員会の支援会を行い、それを基にグループ協議を行う
福岡県	特別支援教育コーディネーター研修会	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> 新任コーディネーターの研修会と全校コーディネーターの研修会を実施している 中学校と高等学校の連携をめざして、中・高コーディネーター研修会を実施している センター的機能の充実をめざして、特別支援学校コーディネーター研修会を実施している
佐賀県	特別支援教育コーディネーター地区別連絡協議会	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園、公立小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーターは悉皆研修とする 私立幼稚園、公・私立保育所、私立中・高等学校の特別支援教育担当者へも参加を呼び掛ける 各市町教育委員会・各教育事務所の徳別支援教育担当者へも参加を依頼する 障害のある幼児児童生徒への支援のあり方や「個別の教育支援計画」の作成のほか、障害のある幼児児童生徒の支援に係る各学校間の連携について研修及び協議を行う 県内 4 つの特別支援学校で開催する

都道府県	名 称	対象校種	特 徴
長崎県	特別支援教育コーディネーターキャリアアップ研修講座	小中特	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町から小学校1名、中学校1名ずつ推薦された者及び特別支援学校教員を対象 ・各地域における個別の教育支援計画等を活用した特別支援教育の推進について協議
熊本県	特別支援教育コーディネーター養成研修	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップを通して具体的なケース会議の進め方について学ぶ ・事例等を通じて実践上の課題解決に向けた方策を学ぶ
宮崎県	特別支援教育コーディネーターステップアップ研修（上級）	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> ・療育機関における臨床、カウンセリングの参観 ・臨床心理士を交えたケースカンファレンス ・医師による講義
鹿児島県	特別支援教育コーディネータースキルアップ講座	小中高特	インクルーシブ教育システムの構築に向けての国の動向等を踏まえた説明
沖縄県	特別支援教育コーディネーター養成研修	小中高特	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの構築、合理的配慮の基本的理解 ・校内支援体制の具体事例の情報共有と演習

まとめ

1 教育支援委員会に関する取組について

(1) 教育支援に関する機関の設置について

教育支援に関する機関を新たに設置した都道府県はなく、「これまでであった機関の名称を変更して設置した」、「名称は変更せず、これまでと同じ機関で行っている」が合わせて41県となっている。

「これまでであった機関の名称を変更して設置した」23県のうち、平成26年度に名称を変更した県が19県、「〇〇県教育支援委員会」とした県が15県となっている。

新たな機能を付け加えたのは19県であり、その内容は「市町村教育委員会への指導・助言」「一貫した支援の仕組み」「早期からの教育相談・支援」に係るものが多い。

教育支援に関する機関の委員とは別に専門の調査員を「置いている」が25県に対して、「置いていない」が19県であり、「検討している」が3県となっている。専門の調査員の活動内容は、主に「専門の事項に関する調査（心理検査や行動観察）の実施や判断資料の提出」となっている。専門の調査員を置いていない県は、専門アドバイザーや指導主事が情報等を収集するなど、都道府県独自の対応ができており、現状において、専門の調査員を置かなくても対応できている状況がうかがえる。

(2) 教育委員会と首長部局の連携した取組について

連携した取組を「行っている」が27県、「行っていない」が20県となっている。その内容は、「会議」が14県と最も多く、次いで「研修」が6県となっている。

(3) 市区町村に専門家を派遣する取組について

「教育委員会が行っている」が25県、「行っていない」が22県であり、「首長部局が行っている」県は見られない。

取組内容として、「特別支援学校のセンター的機能を発揮しての教員の派遣」、「指導主事等の派遣」、「巡回相談員の活用」などがあげられており、既存の仕組みを有効に活かして専門家の派遣に取り組んでいることがうかがえる。

(4) 市区町村教育委員会の就学相談や就学支援に係る関係者の資質・能力の向上を図るための取組について

46県と、ほとんどの都道府県が取り組んでおり、内容は、研修会や協議会の実施が多くなっている。

(5) 教育支援の在り方について市区町村教育委員会への周知に向けた取組について

47県と、すべての都道府県で取り組んでおり、内容は、就学指導事務担当者を対象とした研修会や協議会での説明、臨時の説明会を実施して周知した県が多く見られる。

また、就学に関するリーフレット、教育支援や就学事務の手引きの作成や改訂をしている県も見られる。

(6) 「相談支援ファイル」の作成状況について

「作成している」のは28県であり、「検討している」が3県となっている。名称は「サポートファイル」や「相談支援ファイル」が多く見られる。

2 個別の教育支援計画、個別の指導計画について

(1) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式の提示について

「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の様式を、「両方

とも示している」が28県であり、「両方とも示していない」が9県となっている。

また、「『個別の教育支援計画』の様式のみ示している」が7県あり、「『個別の指導計画』の様式のみ示している」が1県、「検討している」が2県となっている。

何らかの様式を示している36県は、通常の学級にも特別支援学級にも様式を示している県が多く、その様式を統一している県が多い。

(2) 合理的配慮についての記載欄をもうけた個別の教育支援計画の様式の提示と合理的配慮に係る研修の実施について

合理的配慮についての記載欄をもうけた個別の教育支援計画の様式を「示している」のは3県であり、「検討している」は9県となっている。

市区町村に対する合理的配慮に係る理解啓発や周知についての研修等には、35県が取り組んでいる。

(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画以外の、関係者が共通理解を図れるような独自の取組について

14県が実施しており、内容は、リーフレットの作成、相談支援ファイルの作成や活用、校種間の引継シートの作成や活用の他、インクルーシブ教育システムについて考える県民フォーラムを開催している県もある。

3 特別支援学級等への人的配置等に関する取組について

都道府県独自に予算措置して特別支援教育支援員を配置しているのは、26県であり、そのうち、対象校種を高等学校のみとしている県が20県となっている。

また、特別支援教育支援員の配置に関する施策（事業）があるのは、25県であり、そのうち対象校種が高等学校のみの県が16県となっている。

4 専門性の向上について

インクルーシブ教育システムの構築に向けた、新たな研修等の実施状況は、次のとおりである。

管理職の認識等を深めるための研修等を新たに行っているのは、34県となっている。

通常の学級の担任の理解を深めるための研修を新たに行っているのは、34県となっている。

特別支援学級及び通級指導教室を担当する教員の専門性の向上を図るための研修を新たに行っているのは、38県となっている。

特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る取組（研修等）を新たに行っているのは、39県となっている。

4つの研修等をすべて行っている27県を含め、いずれかの研修等を行っているのが41県と、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、多くの都道府県で研修等が実施されている状況がうかがえる。

今後の課題

1 教育支援委員会に関する取組について

中教審報告や改正令を受け、市区町村教育委員会への就学先の決定に関する助言を目的とした教育支援に関する機関を、これまでであった機関の名称を変更するなどして、ほとんどの都道府県が設置している。

名称を変更した都道府県において、中教審報告や文部科学省の通知文に示されている「教育支援委員会」を使用している県が多かったことから、この機に名称変更した県が多いことがうかがわれる。

しかし、平成26年度に名称を変更した県が多いように、取組が始まったばかりである。今後、早期からの一貫した支援等に向けて、この機関を有効に機能させていくことが必要であると思われる。

次に、就学前の特別なニーズがある子どもと小学校との連携を図る事業の実施など、都道府県教育委員会と首長部局とが連携した取組については、実施している県の方が多く、主に「会議」において、早期からの一貫した支援体制の構築等について協議を行っている。

しかし、実施していない都道府県も20県あることから、連携方法について前向きに検討し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した教育相談体制の整備や、個別の教育支援計画等を有効に活用した引継の在り方等について検討することが必要であると思われる。

また、「市区町村教育委員会単独で就学相談や就学支援に係る専門家の確保が困難な場合には、都道府県が専門家を派遣するなどの措置を講ずることも考えられる」と中教審報告で示されおり、25県が取り組んでいる。

しかし、取り組んでいない都道府県が22県と半数近くあることから、既に取り組んでいる25県の取組を参考に、市区町村教育委

員会のニーズに対応できるような、体制整備が必要であると思われる。

2 個別の教育支援計画、個別の指導計画について

特別支援学校においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することになっているが、幼・小・中・高等学校等で学ぶ障害のある幼児児童生徒は、必要に応じて作成することが望ましいとされている。このことは、障害のある子どもに対して一貫した支援体制を構築するうえで、また、適切な教育を行ううえでも重要であると考えられる。個別の教育支援計画と個別の指導計画の様式を両方とも示している28県を含め、何らかの様式を示している県が36県であり、そのほとんどの県が、通常の学級にも特別支援学級にも様式を示している。このことから、各都道府県において、幼・小・中・高等学校等で学ぶ障害のある幼児児童生徒に対する指導や支援の充実に向けた取組が進む現状がうかがわれる。

文部科学省が実施した平成25年度特別支援教育体制整備状況調査（調査期日 平成25年9月1日）の結果においても、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成状況は、平成24年度より進んでいる状況がうかがえる。しかし、校種別に見ると、小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校における状況は課題があると言われているので、幼稚園・高等学校における体制整備について、更に検討することが必要であると思われる。

また、個別の教育支援計画の中に、合理的配慮に関する記載欄を設けている県は3県である。市区町村教育委員会に対する合理的配慮に係る理解啓発や周知についての研修は、多くの都道府県で実施されていることから、合理的配慮の内容や取組についての関係者の理解は、研修等により徐々に深まりつつあるが、個別の教育支援計画に具体的に記載し、実践を検証する段階には至っていないことが

うかがわれる。

現在、文部科学省が、研究指定の中で、「合理的配慮」に係る事例を収集している。その事例を踏まえ、各都道府県の実情に合わせた取組を充実させていくことが求められる。

3 特別支援学級等への人的配置等に関する取組について

都道府県独自の人的配置に関する施策を行い、特別支援教育支援員を配置している都道府県が見られた。特に、高等学校に特別支援教育支援員を配置している県が多く、高等学校における発達障害等のある生徒の支援に係る特別支援教育支援員配置のニーズの高まりがうかがわれる。

今後は、国において、高等学校等における、障害のある生徒の教育的ニーズに応じた指導のための教職員の定数措置の改善や、制度的な整備について検討されることが望まれる。

4 専門性の向上について

インクルーシブ教育システムの構築に向けた、「管理職」「通常の学級の担任」「特別支援学級及び通級指導教室を担当する教員」「特別支援教育コーディネーター」を対象にした新たな研修等は、多くの都道府県で行われている。

中教審報告は、特別支援教育に関する専門性の向上はすべての教員にとって必須であることや、管理職のリーダーシップや教育委員会指導主事等の役割が重要であり、教員を対象とした研修を充実していく必要があると指摘している。各都道府県は、こうした方向性を理解した上で取組を進めていくことが求められる。

全国都道府県教育長協議会第1部会構成員名簿

北海道教育委員会教育長	立川 宏
岩手県教育委員会教育長	高橋 嘉行
茨城県教育委員会教育長	小野寺 俊
栃木県教育委員会教育長	古澤 利通
埼玉県教育委員会教育長（主査）	関根 郁夫
石川県教育委員会教育長	木下 公司
岐阜県教育委員会教育長	松川 禮子
奈良県教育委員会教育長	吉田 育弘
和歌山県教育委員会教育長（副主査）	西下 博通
鳥取県教育委員会教育長	山本 仁志
山口県教育委員会教育長	浅原 司
高知県教育委員会教育長	田村 壮児
大分県教育委員会教育長	野中 信孝
鹿児島県教育委員会教育長	六反 省一

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について

(平成26年度研究報告書 No.1)

全国都道府県教育長協議会第1部会

平成27年3月発行

編集・発行 全国都道府県教育委員会連合会
〒100-0013
東京等千代田区霞が関3-3-1
尚友会館
電話 03-3501-0575
